

## 発行者情報

【表紙】	
【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2024年2月20日
【発行者の名称】	エネルギーパワー株式会社 (ENERGY POWER CO., Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 米澤 量登
【本店の所在の場所】	大阪府大阪市中央区北久宝寺町二丁目1番10号
【電話番号】	06-6267-0107 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 佐々木 美彦
【担当 J-Adviser の名称】	フィリップ証券株式会社
【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永堀 真
【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町4番2号
【担当 J-Adviser の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	<a href="https://www.phillip.co.jp/">https://www.phillip.co.jp/</a>
【電話番号】	03-3666-2101
【取引所金融商品市場等に関する事項】	<p>当社は2024年3月13日に TOKYO PRO Market において普通株式を上場する予定であります。</p> <p>当社は、上場に際して特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を実施しないことから、特定上場有価証券に関する有価証券上場規定の特例第110条第3項の規定により、発行者情報に相当する情報を公表いたします。</p> <p>なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。</p> <p>名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号</p>
【公表されるホームページのアドレス】	エネルギーパワー株式会社 <a href="https://kenep.co.jp/">https://kenep.co.jp/</a> 株式会社東京証券取引所 <a href="https://www.jpx.co.jp/">https://www.jpx.co.jp/</a>

### 【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Market は、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Market の上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時にける役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Market における取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっております。すなわち、TOKYO PRO Market においては、J-Adviser が重要な役割を担います。TOKYO PRO Market の上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動する J-Adviser を選任する必要があります。J-Adviser の役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられる TOKYO PRO Market の諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

### 第2 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第5期	第6期	第7期	第8期 (中間)
決算年月		2020年12月	2021年12月	2022年12月	2023年6月
売上高	(千円)	1,575,962	2,176,410	2,919,220	885,429
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	11,196	△233,210	124,883	198,902
当期(中間)純利益又は 当期純損失(△)	(千円)	1,454	△195,994	93,722	134,866
純資産額	(千円)	59,936	△136,057	32,815	167,681
総資産額	(千円)	663,271	916,396	1,418,262	1,314,257
1株当たり純資産額	(円)	7.49	△17.01	4.10	20.96
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期(中間)純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	(円)	0.18	△24.50	11.72	16.86
潜在株式調整後1株当たり 当期(中間)純利益	(円)	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	9.0	△14.8	2.3	12.8
自己資本利益率	(%)	2.5	—	—	134.53
株価収益率	(倍)	—	—	—	—
配当性向	(%)	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△137,206	△272,963	△58,229	363,349
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△13,006	16,676	△83,847	△87,589
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	115,622	350,829	66,897	23,192
現金及び現金同等物の期末 (中間期末)残高	(千円)	85,461	180,003	104,824	403,777
従業員数 〔外、平均臨時雇用人員〕	(名)	40 〔1〕	39 〔0〕	32 〔0〕	26 〔0〕

(注) 1. 当社は連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度及び中間連結会計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第7期事業年度の期首から適用しており、第7期事業年度以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

4. 潜在株式調整後1株当たり当期(中間)純利益については、第5期、第7期及び第8期(中間)は潜在株式が存在しないため、第6期は1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりませ

ん。

5. 株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
6. 1株当たり配当額（1株当たり中間配当額）及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
7. 第6期及び第7期は、期中平均純資産がマイナスであることから、自己資本利益率は記載しておりません。
8. 第5期及び第6期の財務諸表については、あおい監査法人の監査を受けておりません。
9. 「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、第7期の財務諸表及び第8期の中間財務諸表について、あおい監査法人の監査及び中間監査を受けております。
10. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
11. 2024年1月4日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いました。第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期（中間）純利益又は1株当たり当期純損失（△）を算定しております。

## 2 【沿革】

当社の事業活動の前身は、産業用太陽光発電所を有する鈴鹿電工株式会社（現 スズカ電工株式会社、以下「スズカ電工株式会社」といいます。）における小売電気事業部に端を発します。

2016年4月、電気事業法等の一部改正に伴って「適正な電力取引についての指針」を公正取引委員会及び経済産業省は共同して改訂をし、旧一般電気事業者に対して発電部門と売電部門の分離を推奨するに至りました。こうした社会情勢を踏まえつつ、スズカ電工株式会社は電気を通じてより良い社会基盤の一翼を担い社会に新たなエネルギーソリューションを提供することを目的に、スズカ電工株式会社の売電部門を担う法人として当社は設立されました。同年5月に同社から小売電気事業を、同年7月に小売電気事業と親和性の高い電気工事事業の事業を譲り受ける形で、事業を開始しております。

2018年12月、当社単独での事業活動が軌道に乗りつつあることとさらなる成長に向けて、当社代表取締役社長米澤量登氏は、スズカ電工株式会社代表者の資産管理会社が保有する当社発行済株式全てを譲受し、当社はスズカ電工株式会社のグループ会社から外れ、独立した企業となっております。

なお、現在の当社では、小売電気事業をエネルギーマネジメント事業、電気工事事業をエンジニアリング事業としております。

当社の沿革は、次のとおりであります。

年 月	概 要
2016年4月	大阪府大阪市中央区本町に関西エネルギーパワー株式会社を設立
2016年5月	スズカ電工株式会社から小売電気事業（現 エネルギーマネジメント事業）を譲受
2016年7月	スズカ電工株式会社から電気工事事業（現 エンジニアリング事業）を譲受
2016年10月	大阪府大阪市中央区北久宝寺町（現 本店所在地）へ本店移転
2016年10月	建設業許可取得（電気工事業（般-28）第146091号）
2016年11月	登録小売電気事業者（A0371）登録 <sup>(注)1</sup>
2017年2月	電力の現物及び先渡取引等の仲介をする一般社団法人日本卸電力取引所（JEPX）会員登録 <sup>(注)2</sup>
2017年2月	東京都中央区八丁堀に東京営業所を開設
2017年4月	大阪府大阪市中央区北久宝寺町に再生可能エネルギーの発電事業およびその管理・運営ならびに電気の供給、販売等に関する業務等を目的とした合同会社境港エネルギーパワーを設立
2017年7月	熊本県熊本市東区新南部に熊本営業所を開設
2017年8月	建設業許可取得（管工事業・消防施設工事業（般-29）第146091号） 電気工事業の許可区分変更（（特-29）第146091号）
2019年4月	合同会社境港エネルギーパワーの全出資持分を売却
2019年11月	プライバシーマーク取得（登録番号20002493(02)）
2020年2月	エネルギーパワー株式会社へ商号変更
2020年7月	管工事業の許可区分変更（（特-2）第146091号）
2020年8月	熊本営業所を九州営業所へ改称、福岡県福岡市博多区吉塚へ移転
2020年9月	建設業許可取得（電気通信工事業（般-2）第146091号）
2022年7月	電気工事業及び管工事業の許可区分変更（（般-4）第1460961号）

(注) 1. エネルギーマネジメント事業を行うためには、電気事業法上の登録を受ける必要があります。登録電気事業者とは、経済産業大臣による登録を受けた事業者であります。

2. 日本卸電力取引所（以下「JEPX」といいます。）の会員登録のメリットとして、JEPX での取引が可能となります（会員でなければ、市場取引を行うことができません）。

### 3 【事業の内容】

#### 1. 事業の概要

当社は、「エネルギーの未来を創造し、エネルギーソリューションカンパニーへの飛躍」を経営理念として、社会・経済の原動力となるエネルギーを、電力供給と電気工事という2つの事業を通じて提供しております。

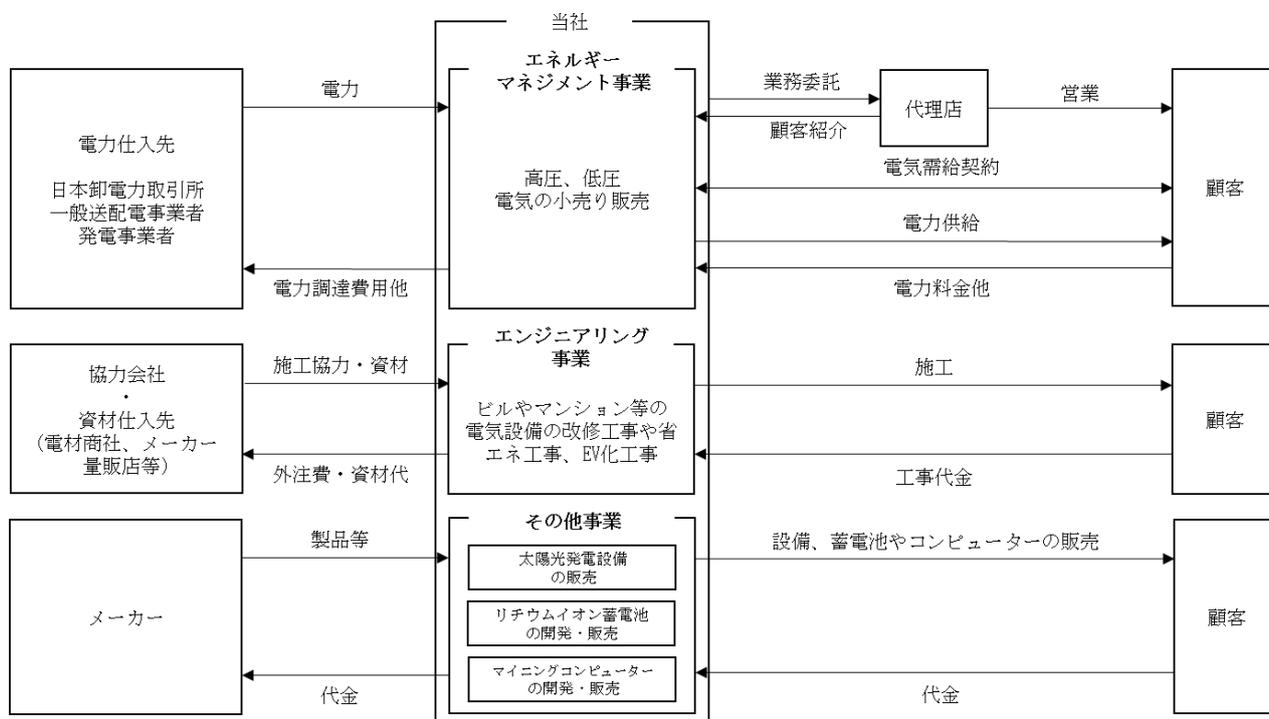
顧客に供給される電気は、供給する電力に基づき、特別高圧（2,000kW以上：大規模工場やオフィスビル等）、高圧（50kW以上 2,000kW未満：中小規模工場や中小ビル等）、低圧（50kW未満（電灯100V・動力200V）：一般家庭や小規模店舗・事務所・工場等）に分類されており、当社は、マンション管理組合（マンション共有部を対象）や小規模店舗等を営む事業者を主たる顧客として、低圧中心の事業展開を行っております。

また、顧客に対して、電気の小売りとともに省エネ改修工事を提案して実施するなど、各事業の相乗効果を高める営業を行っております。

当社の事業セグメントは、以下のとおりであります。

セグメント	主たる事業・商品	顧客
エネルギーマネジメント事業	電気の小売り	マンション管理組合（マンション共有部）、社会福祉施設、店舗・事務所、工場、交通事業者、個人
エンジニアリング事業	LED化工事、電気幹線改修工事、受変電設備改修工事、太陽光発電設備設置工事、EV充電設備設置工事	
その他	太陽光発電設備の資材販売、蓄電池の販売、暗号資産採掘機器の製造販売	

（事業系統図）

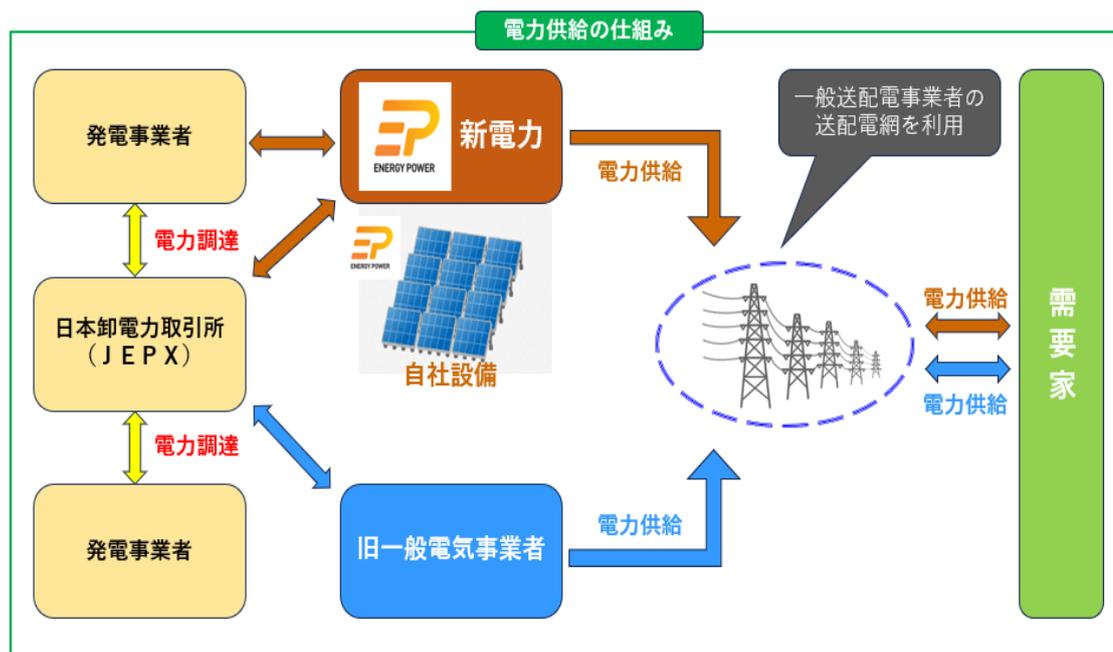


## 2. 各事業の内容

### (1) エネルギーマネジメント事業

当社は、発電事業者から調達した電力及び JEPX での市場取引により調達した電力を、一般送配電事業者の有する送配電網を用いて顧客に供給しております。供給エリアは全国7地域（東京電力エナジーパートナー株式会社（東京電力ホールディングス株式会社の小売電力事業会社）・中部電力ミライズ株式会社（中部電力株式会社の電気・ガス販売事業会社）・北陸電力株式会社・関西電力株式会社・中国電力株式会社・四国電力株式会社・九州電力株式会社の各営業地域）にわたっております。

当社の主要な顧客は、マンション管理組合や小規模工場、商店を営む事業者等低圧の電気需要家になります。



(注) 1. 新電力とは、電力自由化によって参入が認められた電気事業法上の登録小売電気事業者を指します。

2. 旧一般電気事業者とは、電力自由化以前において小売電気の供給の独占が認められた電力会社10社を指します。

当社のエネルギーマネジメント事業の特徴は、以下の3つであります。

#### ① 当社独自の顧客管理システム

エネルギーマネジメント事業においては、マンションの共用部や店舗・事務所や工場等を需要場所とする数千もの顧客の刻々と変わる電気需要とそれを賄うための電気の調達量を随時合致させなければなりません。当社は独自に開発したC I S（顧客管理システム）及び需給管理システムにより、電気の小売りを効率的に行えるようにしております。

#### ② 代理店の活用

営業の効率と成長スピードを向上させるため、代理店制度を設けております。2023年11月末現在、代理店数は203社であり、地域で既に顧客基盤を有する企業や個人の事業者に代理店となつていただき、自社商品・サービスとともに当社の電気も営業していただいております。代理店にとってのメリットとして、顧客の増加に比例して手数料が大きくなるストック型のビジネスであることを訴求して代理店開拓を進めております。

#### ③ 安定した価格での電気の調達

エネルギーマネジメント事業の成否の要とも言えるのが、電気の調達価格の安定化です。当社では、卸電力市場からの電力調達とともに、気候や社会情勢によって相場が変動する卸電力市場に対するリスクヘッジとして、発電事業者から直接、固定価格で安定した電気を調達するとともに

に、自社の太陽光発電設備を備えることにより、調達費用の安定化を図っております。

## (2) エンジニアリング事業

当社は、事業開始以来、一貫してビル、マンション等の電気設備の改修・省エネ化の事業に携わってまいりました。各種工事を担うエンジニアリング事業においては、建物がより便利でより住みよいというだけでなく、住みなれた愛着のある建物をより長く使うことができるように、安全性と経済性を考えた工事を提供しております。

現在の主力工事は、以下のとおりとなります。

### ① 電気幹線改修工事

近年、マンション、戸建てを問わず、オール電化やIHクッキングヒーター等電力消費の大きい家電製品の普及により、電気幹線の増強の必要性が高まっております。電気幹線改修工事は、使用電力の増大に対応するために、建物内の老朽化した電気幹線ケーブルの交換、分電盤の新調、住戸内の専用コンセント設置等の工事であり、施工事例の蓄積が進んでおります。

### ② 省エネ改修工事

蛍光灯や水銀灯、白熱電球を使う機器のLED化工事、経年劣化のため効率が低下したエアコンの更新工事等、各種省エネルギー化工事を実施しております。

### ③ 高圧受変電設備改修工事

高圧による電気の供給においては、一般送配電事業者の送電網を経由して、高圧で受電した電気を需要家の所有する受変電設備で低圧に変圧し、各負荷設備に供給しております。電気幹線の改修に伴い、老朽化した受変電設備の改修も必要になることが多いことから、当社は、電気幹線改修や省エネ改修と併せて、老朽化した受変電設備の改修工事を請け負っております。

### ④ 自家消費型太陽光発電設備工事

太陽光発電設備で発電した電気を自家消費することで、電気料金を削減するとともに、災害時に電力系統からの供給が途絶えた際にも非常用電源として活用することができます。また、化石燃料由来の電力消費によるCO<sub>2</sub>（二酸化炭素）排出の削減を通じて、政府が推進する脱炭素社会の実現に資する提案を行っております。

### ⑤ EV充電設備設置工事

脱炭素社会の推進の一環として、今世紀前半においてガソリン自動車から電気自動車（EV）への置き換えが急速に進むことが予測されておりますが、これにはEV充電設備の整備が不可欠となります。当社は、EV化する車社会を見据え、バス会社をはじめとする交通関係各社や店舗施設等に対し、EV充電設備の設置の提案及び施工を行っております。

## (3) その他事業

当社は、エネルギーマネジメント事業とエンジニアリング事業に付随する事業として、国内外の太陽光パネルメーカーや架台メーカー等と協業して太陽光発電設備の販売、蓄電容量 3,600Wh と移動型では大容量でかつ安全なリチウムイオン蓄電池 EPB-3600（愛称「どか電」）の販売、マイニング用高性能コンピューターの開発・販売をしております。

- 4 【関係会社の状況】  
該当事項はありません。

- 5 【従業員の状況】  
(1) 発行者の状況

2024年1月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
26	38.8	4.5	4,630

セグメントの名称	従業員数(名)
エネルギーマネジメント事業	8
エンジニアリング事業	9
全社(共通)	9
合計	26

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。  
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。  
3. 全社(共通)は、管理部門(総務、経理等)の従業員であります。

- (2) 労働組合の状況  
労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第3 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### (1) 業績

第7期事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に対する対策としてワクチン接種等の感染拡大防止策に進展がみられるものの、依然として収束は不透明な状況であります。併せて、2022年2月に発生したロシアのウクライナ侵攻による燃料・食料品の価格高騰、西側各国によるロシア制裁の一環としての輸送網途絶等、これらに起因する生産価格の上昇によるインフレの悪影響を受けております。

2022年の電力市場においては、昨年に引き続いて燃料価格高騰の影響を受けており、JEPXにおける全国平均取引価格（2022年2月～12月）が前年度比2.6倍となるなど、高値が続きました。

このような状況のもとで、当社は、エネルギーマネジメント事業においては、採算が取れない高圧需要家との電気需給契約の終了、一部需要家に対し電気料金単価の引上げを行うとともに、JEPXからの電源調達費用を電気料金に反映させる金額である電源調達調整額を導入するなどの対策を講じました。

エンジニアリング事業においては、当社の強みである電気工事を活かすべく、自家消費型太陽光発電設備や太陽光発電設備併設データセンターの設置工事といった、今後成長が見込まれる事業への選択と集中を行いました。折しも、電気料金の高騰が追い風となり、電力の自家発電・自家消費の必要性を感じる顧客が増加したことが工事の受注に繋がりました。

その他事業においては、暗号資産がここ数年注目を集めている中で、一部ネットショップや家電量販店等での決済が可能になるなど、実生活にも浸透し始めていることを理由としてマイニング希望者が増加したこと、電力の高騰化の中で大容量蓄電池の購入希望者が増加したこと等により、受注に繋がりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は 2,919,220 千円（前年同期比 34.1%増加）、営業利益は 136,055 千円（前年同期は 242,979 千円の営業損失）、経常利益は 124,883 千円（同 233,210 千円の経常損失）、当期純利益は 93,722 千円（同 195,994 千円の当期純損失）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

（エネルギーマネジメント事業）

エネルギーマネジメント事業においては、セグメント売上高は 1,301,901 千円（前年同期比 3.4%減少）、セグメント損失は 232,681 千円（前年同期はセグメント損失 221,081 千円）となりました。

（エンジニアリング事業）

エンジニアリング事業においては、セグメント売上高は 1,451,409 千円（前年同期比 99.9%増加）、セグメント利益は 450,768 千円（同 5.2倍）となりました。

（その他）

その他事業においては、セグメント売上高は 165,910 千円、（前年同期比 61.6%増加）、セグメント利益は 41,562 千円（同 77.1%増加）となりました。

第8期中間会計期間（自 2023年1月1日 至 2023年6月30日）

当中間会計期間における我が国の経済は、ウィズコロナの下での各種政策の効果により、社会経済活動は正常化に向けて回復基調に進み、個人消費の回復など景気は持ち直しの動きがみられております。一方で、ロシア・ウクライナ情勢の長期化に伴う原材料価格及び資源・エネルギー価格の高騰等が続くことによる海外景気の下振れ、原材料等の供給面での制約及び金融資本市場の変動など、未だ先行きは不透明な状況が続いております。

エネルギーマネジメント事業については、昨年度に実施したすべての高圧需要家との電気需給契約の終了、同年4月以降、低圧電力における新規の電気需給契約の締結を停止していた影響から顧

客数は逡減し続けておりました。そのなか、本年3月以後における JEPX の卸電力価格が、2020 年末から 2021 年にかけて起こった卸電力価格の高騰以前の水準に近付きつつあること、また、電源調達調整額の導入によって利益率が順調に回復していることなどから、今年度より高压需要家との電気需給契約の再開をしております。

エンジニアリング事業については、昨年度に重点施策の一つとして挙げていた自家消費型太陽光発電設備設置工事が今期におきましても順調に推移しております。併せて、昨年度末から引合いをいただいております EV 充電設備設置工事におきましては、人材及び資材などを積極的に投下した結果、多数の受注をいただく結果となりました。

その他事業においては、当社が販売するマイニング用高性能コンピューターが主にマイニングしていた暗号資産である「イーサリアム」のマイニング方法が 2022 年9月に変更されたことなどを理由として暗号資産マイニングへの投機が薄らいでいることから、販売量が減少しております。

以上の結果、当中間会計期間の売上高は 885,429 千円、営業利益は 138,809 千円、経常利益は 198,902 千円、中間純利益は 134,866 千円となりました。なお、当中間会計期間は中間財務諸表の作成初年度であるため、前年同期との比較分析を行っておりません。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

(エネルギーマネジメント事業)

エネルギーマネジメント事業においては、セグメント売上高は 468,811 千円、セグメント利益は 129,077 千円となりました。

(エンジニアリング事業)

エンジニアリング事業においては、セグメント売上高は 377,995 千円、セグメント利益は 64,191 千円となりました。

(その他)

その他事業においては、セグメント売上高は 38,623 千円、セグメント利益は 11,636 千円となりました。

## (2) キャッシュ・フローの状況

第7期事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、104,824 千円となりました（前事業年度末は 180,003 千円）。各キャッシュ・フローの状況と主な要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果支出した資金は 58,229 千円となりました（前事業年度は 272,963 千円の支出）。これは主に税引前当期純利益の計上 124,883 千円、仕入債務の増加 149,813 千円、未払消費税等の増加 89,637 千円のキャッシュ・フローが増加する一方で、売上債権の増加により 489,485 千円のキャッシュ・フローの減少が生じたこと等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果支出した資金は 83,847 千円となりました（前事業年度は 16,676 千円の獲得）。これ主に有形固定資産の取得による支出 70,061 千円、敷金及び保証金の差入れによる支出 11,101 千円が生じたこと等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果獲得した資金は 66,897 千円となりました（前事業年度は 350,829 千円の獲得）。これは主に短期借入金の純増加額 149,000 千円がある一方で、長期借入れの返済による支出 76,407 千円が生じたこと等によるものであります。

第8期中間会計期間（自 2023年1月1日 至 2023年6月30日）

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、403,777千円（前事業年度比298,952千円増加）となりました。各キャッシュ・フローの状況と主な要因は、次のとおりであります。なお、当中間会計期間は中間財務諸表の作成初年度であるため、前年同期との比較分析は行っておりません。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果獲得した資金は、363,349千円となりました。これは主に税引前中間純利益の計上198,902千円、売上債権の減少659,707千円のキャッシュ・フローが増加する一方で、仕入債務の減少211,603千円、前渡金の増加159,554千円、未収消費税等の増加33,995千円、未払消費税等の減少63,999千円のキャッシュ・フローの減少が生じたこと等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果支出した資金は、87,589千円となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出84,683千円が生じたこと等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果獲得した資金は、23,192千円となりました。これは主に長期借入れによる収入200,000千円がある一方で、短期借入金の純減少額129,000千円、長期借入金の返済による支出47,692千円が生じたこと等によるものであります。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当社が営む事業では、生産実績を定義することが困難であるため、生産実績は記載しておりません。

### (2) 仕入実績

第7期事業年度における仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第7期事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	
	仕入高(千円)	前年同期比(%)
エネルギーマネジメント事業	1,049,435	105.5
エンジニアリング事業	281,583	129.2
その他	84,960	169.4
合計	1,415,979	112.1

(注) 1. 金額は、仕入価格によっております。

2. セグメント間取引については、相殺消去しております。

第8期中間会計期間における仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第8期中間会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)	
	仕入高(千円)	前年同期比(%)
エネルギーマネジメント事業	180,674	—
エンジニアリング事業	37,591	—
その他	25,066	—
合計	243,332	—

(注) 1. 金額は、仕入価格によっております。

2. セグメント間取引については、相殺消去しております。

3. 当中間会計期間は中間財務諸表の作成初年度であるため、前年同期との比較分析は行っておりません。

### (3) 受注実績

第7期事業年度における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第7期事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)			
	受注高 (千円)	前年同期比 (%)	受注残高 (千円)	前年同期比 (%)
エンジニアリング事業	1,416,919	181.1	91,736	77.2
合計	1,416,919	181.1	91,736	77.2

(注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。

2. エネルギーマネジメント事業及びその他事業は、提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

第8期中間会計期間における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第8期中間会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)			
	受注高 (千円)	前年同期比 (%)	受注残高 (千円)	前年同期比 (%)
エンジニアリング事業	680,072	—	370,647	—
合計	680,072	—	370,647	—

(注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。

2. 当中間会計期間は中間財務諸表の作成初年度であるため、前年同期との比較分析は行っておりません。

3. エネルギーマネジメント事業及びその他事業は、提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

### (4) 販売実績

第7期事業年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第7期事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	
	販売高 (千円)	前年同期比 (%)
エネルギーマネジメント事業	1,301,901	96.6
エンジニアリング事業	1,451,409	199.9
その他	165,910	161.6
合計	2,919,220	134.1

(注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	第6期事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)		第7期事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
かんでんEハウス株式会社	335,431	15.4	1,163,252	39.8

第8期中間会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第8期中間会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)	
	販売高(千円)	前年同期比(%)
エネルギーマネジメント事業	468,811	—
エンジニアリング事業	377,995	—
その他	38,623	—
合計	885,429	—

(注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	第8期中間会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)	
	販売高(千円)	割合(%)
かんでんEハウス株式会社	285,939	32.3

### 3 【対処すべき課題】

当社は、中長期的な成長の観点から、以下の課題に取り組む必要があると考えております。

#### (1) 事業基盤の強化について

エネルギーマネジメント事業における電力調達の大部分は JEPX から行っております。その価格は外的要因により大きく左右され、前事業年度は年度を通じて価格が高騰したことで、電源調達調整額の導入までは損失が発生していましたが、導入後は、電源調達費用の高騰の影響を受けないようになりました。これにより、当社は、高圧需要家との電気需給契約締結を再開しております。今後は、低圧需要家との電気需給契約締結を再開する見込みではありますが、電源調達における調整金の導入以後、当社との電気需給契約解除を行う需要家も一定数存在するため、需要家数の回復ペースは不透明であります。

そこで、国の政策であるグリーン成長戦略を背景に、エンジニアリング事業の売上を拡大させることで、安定的な成長をすべく、引き続き需要が見込める自家消費型太陽光発電設備及びEV充電設備の受注に注力してまいります。

#### (2) 1社依存からの脱却

第8期中間会計期間の売上高におけるかんでんEハウス株式会社が占める割合は、当社と営業地域が重なり協力関係を構築しやすい背景から32.3%に上り、同社への依存状態が顕著であります。これを改善するため、同社から請け負った太陽光発電設備設置、EV充電設備設置等、蓄積された施工実績を活かし、新たな販路を開拓すべく自己託送やオフサイトPPA事業<sup>(注)</sup>の提案を行ってまいります。これに加えて、蓄電所（電力系統から受電した電気を貯蔵し、同一の電圧・周波数で電力系統に送る設備であって、構内の他の設備と電氣的に接続されていないもの）の販売等に取り組むことにより、収益機会の多様化を図ってまいります。

(注) 事業所以外の場所に設置された発電設備で発電された電気を一般送配電事業者の送配電を用いて供給を受けるもの。原則として、自己所有の発電設備の場合は自己託送、第三者の発電設備の場合はオフサイトPPA（電力販売契約）と称されます。

#### (3) 人材の確保及び育成について

2022年度の第二種電気工事士の受験申込者数は163,736人（2023年上期の受験申込者数は78,546人）と2012年度との比較で1.44倍増となっており（一般財団法人電気技術者試験センターHPによります。）、電気工事に携わる技術者の数は今後も増加することがうかがえます。当社としましては、この流れを踏まえつつ、社内の人材を戦力として育てていかなければなりません。

当社は、電気工事士はじめ各種資格の取得を促進すべく、外部の資格取得対策研修参加への補助、資格試験合格者への各種資格手当等、有能な人材を長期的に雇用確保するため、人材の確保・育成体制の構築を進めております。

また、今後5年後・10年後を見据えて、社員の年齢構成分布を分析し、将来の組織増強を考えた、持続可能な組織の採用活動を実施するとともに、新卒を含め優秀な人材の確保を図ります。

#### (4) 内部管理体制の強化について

当社が事業環境の変化に適応しつつ、持続的な成長を維持していくためには、内部管理体制の強化は極めて重要であると考えております。内部統制の実効性を高め、コーポレート・ガバナンスを充実していくことにより、リスク管理の徹底を図ります。

#### (5) 財務上の課題

当社は、2020年末から2021年にかけて起こった卸電力価格の高騰により、2021年12月期に創業以来初の債務超過となりましたが、電源調達調整額の導入によって利益率が順調に回復した結果、2022年12月期においては黒字となっております。一方で、事業の拡大に際して、自社発電所の建設費用及び運転資金を主として金融機関からの借入によって賄ってきたこともあり、2023年12月期中間会計期間においては自己資本比率が12.7%となっていることから、財務体質の改善を対処すべき課題として認識しております。

自社発電所等の設備投資においては、バランスの取れた回収可能性の高い設備投資を実施するとともに、利益の蓄積及び多様な調達手法を活用した財務基盤の充実等を図ってまいります。

#### 4 【事業等のリスク】

本発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、各事項のリスクのうち、将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

##### (1) 電力調達費用の高騰

エネルギーマネジメント事業においては、電力の低廉かつ安定的な調達が業績の浮沈を左右する要素となります。

当社は、JEPX のほか、自家発電設備を有する事業会社等からも電力の購入を行っております。当社の電力調達先の多くは、化石燃料を用いた火力発電を行っているため、燃料輸出国の政情不安や世界的な異常気象により輸入化石燃料の価格が上昇し、調達先からの電力購入価格が上昇した場合は、当社の経営成績及び財政状況に影響を及ぼす可能性があります。これらのリスクに対しては、市場動向を見据えながら、電源調達調整額の導入、発電事業者との間で半年程度先まで固定価格による契約、太陽光発電事業者等の化石燃料に頼らない発電事業者からの電力調達率の向上、自社の太陽光発電設備で電力供給の実施などの方法によりリスクヘッジを行います。しかしながら、電力調達先からの契約解除や契約更新の見送り、契約条件の不利な変更等が行われた場合、また電力調達先の発電所のトラブル等により発電量が低下した場合や、自社太陽光発電設備の故障により電力供給ができなくなった場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

##### (2) 業者間競争

エネルギーマネジメント事業の中核である電気の小売りは、電気事業法に基づく申請を行い、経済産業大臣による登録をもって、需要家への小売供給が可能となっております。行政による許認可を必要とする事業と比べて参入障壁が相対的に低いことから、登録小売電気事業者は 726 事業者に上ります（2024 年 2 月 5 日現在 資源エネルギー庁HP 登録小売電気事業者一覧）。

その反面、現在の世界情勢における燃料価格高騰や新電力会社の経営破綻から、大手電力会社に顧客が戻る現象が見られるなど、撤退する事業者も増えております。

一方で、大手電力会社（関西電力、中部電力、九州電力を除く。）の「規制料金プラン」の電気料金単価が値上げされるなど、大きな影響を与えていることから、大手電力会社から新電力会社への移行も予測されます。新規参入者が途切れることはない電気小売業において、同業他社の増加は、電力調達価格の上昇と電力販売価格の下落を招く可能性があり、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

##### (3) 政策・制度変更に伴うリスク

電気の小売りは、国の電力政策の変更による制度改廃や、大手電力会社による原子力発電所の再稼働による電気料金の下落、脱炭素社会の実現に向けた各種の規制といったリスクがあります。

電気の小売りは 2016 年 4 月に全面自由化がなされた業種であり、スタートしてまだ 7 年弱の発展途上の市場であります。2020 年に容量市場<sup>(注) 1</sup>が創設され、2023 年 4 月からはレベニューキャップ制度<sup>(注) 2</sup>が実施されるなど、今後も新たな制度が誕生する可能性があり、これらの運用次第によっては、当社の事業活動に影響を及ぼす可能性があります。

(注) 1. 卸電力市場で取引される「電力量 (kWh)」ではなく、市場参加者の発電所等の「将来の供給力 (kW)」を取引する市場であり、電力広域的運営推進機関（以下「OCCTO」といいます。）によって創設されました。具体的には、発電所等を有する容量提供事業者が、OCCTO が開催するオークションに応札し、需給が一致した時点で OCCTO が約定を行います。当社としましては、自社の発電所の整備状況をみて、容量市場への参加を検討しております。

2. 一般送配電事業者が国の策定する指針に基づいて事業計画を策定し、その実施に必要な費用を見積った収入上限について国の承認を受け、その範囲で一般送配電事業者が電気料金に含まれる託送料金（送電のために一般送配電事業者のインフラを利用する料金）を設定する制度をいいます。上限の範囲で託送料金を決定できることから、運用によっては電気料金の値上げにつながる可能性があります。

原子力発電所は、東日本大震災により東京電力（当時）福島第一原子力発電所の事故を受けて、

全国各地の原子力発電所が運転を休止し、その後も一部を除いて再稼働していないものの、発電自体のコストが他の発電方式に比較して安価なこと、政府が2050年までに日本が脱炭素社会を実現する旨を宣言しており、政策の柱として、再生可能エネルギーの普及と並んで原子力発電の推進も選択肢として挙げられていることから、原子力発電所の新規建設や休止中の原子力発電所の再稼働があった場合は、原子力発電所を有する旧一般電気事業者の供給する電気の単価が下落し、競合する当社の価格優位性が低下する可能性があります。また、2050年までの脱炭素社会の実現に向けて、「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」では、2030年度に、電気事業者が調達する電気のうち44%以上を非化石燃料由来のものにすることを定めております。現時点では、年間販売電力量5億kWh以上の小売電気事業者が対象となっておりますが、同法の対象事業者の基準が変更され、当社がその対象になったときは、当社が調達する電源の構成を大幅に変更する必要が生じるため、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 民間工事の価格競争の激化

エンジニアリング事業においては、受注を決定する最大の要素が価格となっており、価格競争が激しい業界であります。建設需要が低迷・縮小を続けた場合、価格競争がより一層激しくなり、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。当社は、省エネ改修工事等の提案型営業や、今後成長が見込まれる自家消費型太陽光設置工事の設置を推進することにより、価格競争の影響を回避すべく対応を図ります。

(5) 資材費の高騰

エンジニアリング事業において、製品、資材等の費用が想定を超えて増加した場合は、工事の採算性を低下させ、その結果、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。当社は、資材等の価格変動が著しい場合において、請負代金の額又は工事内容の変更について双方で協議ができるよう工事請負契約書に定めるといった対応を図っております。

(6) 金融機関からの借入について

当社は、東京地域におけるエネルギーマネジメント事業の収益安定性の向上のために必要となる自社発電所の建設等のために金融機関からの借入により調達し継続的な投資を行っております。2023年12月期中間期末時点、有利子負債残高は851,485千円、総資産の額1,314,257千円であり、有利子負債依存度は64.79%となっております。

有利子負債の圧縮に努めるとともに、金融機関にて借入枠の設定、より低金利による調達を図っておりますが、日本銀行の金融緩和措置等の施策が変更されると金利変動の影響を受けることとなります。今後経済環境の変化により、計画通りの資金調達が困難になった場合や金利の上昇局面を迎えた場合、支払利息の負担が増大する可能性があります。当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(7) 特定の販売先への依存について

当社と営業地域が重なり協力関係を構築しやすい背景から、当社の売上高のうち、最大の販売先であるかんてんEハウス株式会社に対する売上が32.3%(2023年12月期中間)を占めております。当社は販売先と良好な関係を維持しておりますが、今後も新規販売先の開拓を実施し、特定の販売先への依存度を低下させる方針です。

しかしながら、当面は特定の販売先への依存が高い水準で推移することが考えられ、この間に特定の販売先からの受注が減少した場合には、当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(8) 大規模自然災害等による影響

当社では、大規模な自然災害の発生に備えて、社員間の連絡体制を整備するとともに、災害発生時の損害の拡大を最小限に抑えるべく、備蓄食料や災害時用品に加え、大容量の非常用蓄電池を常備しておりますが、災害により当社の設備(社屋、車両、工事機材等)や顧客が被害を受け、又は国内経済が混乱した場合は、当社の事業活動に影響を及ぼす可能性があります。

災害時の電力供給に関しては、政府の要請がない限り、各地域の旧一般電気事業者の方針に従いますが、万が一、JEPX市場が閉鎖された場合や電気調達先の発電事業者の送電網が損傷した場合等、当社の力の及ばない領域で問題が発生した場合は、当社による電力供給は困難になる可

能性があります。

(9) 情報セキュリティに関わるリスク

当社が事業活動を行う上で、情報システム及び情報ネットワークは欠くことのできない基盤であり、その構築・運営に当たっては十分なセキュリティの確保に努めておりますが、ネットワークへの不正侵入、情報の改竄・盗難・破壊、システムの利用妨害等により業務の停滞や信用の低下が生じ、又は当社の秘密情報が社外に流出した場合には、当社の社会的信用の低下から事業活動が影響を受ける可能性があります。

なお、当社では、2019年11月に一般財団法人日本情報経済社会推進協会の定めるプライバシーマークを取得しており、プライバシーマークの維持・更新のため、社内研修を継続しております。

(10) 人材の確保・育成について

当社の成長を支えている最大の資産は人材であり、優秀な人材を採用し育成すること、業容拡大に応じて人材を継続的に確保することは、当社にとって重要な課題であります。したがって、優秀な人材の確保のために、一例として、リクルートイベントへの参加、求人エージェントを活用した採用等（2022年度採用実績2名、2023年度採用実績1名）を行っております。

入社後の人材育成への取組みとしては、業務に必要な各種資格取得のための受験費用の支援や資格手当の支給、若手社員を対象とした定期的な試験や研修、中間管理職向けビジネス研修等、人材確保と育成については積極的に取り組んでおりますが、人材獲得競争の激化や人材市場の需給バランスの変動その他何らかの要因により、必要な人材の確保や育成ができなかった場合は、当社の事業活動に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 法的規制について

当社は、事業活動を行う上で、電気事業法や建設業法に基づく事業の許認可等、事業の可否そのものに関する法規制を受けるとともに、個々の事業を行うにあたっては、特定商取引法、不当景品類及び不当表示防止法、消費者契約法、個人情報保護に関する法律等の法規制を受けております。当社は、これらの法令を遵守するために、コンプライアンスや営業に関するマニュアルを作成しております。また、代理店についても、定期的な訪問や研修を行っており、当社従業員のみならず代理店において法令に違反する行為を行わないよう指導しておりますが、当社従業員や代理店が法令等に違反した場合は、社会的信用の低下、業務の改善指示や営業停止命令等の行政処分、適切な対応を行うための費用負担、損害賠償請求等により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

以下、当社の事業にとって重要な法令は以下のとおりであります。

① 電気事業法について

エネルギーマネジメント事業において電気の小売を行うにあたり、当社が取得している許認可（登録）は、以下の表のとおりであり、本発行者情報提出日現在において、事業主として欠格事由及びこれらの許認可（登録）の取消事由に該当する事実はございません。今後、欠格事由又は取消事由に該当する事実が発生し、許認可（登録）取消等の事態が発生した場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

許認可等の名称	許認可登録番号	有効期限	関係法令	許認可等の取消事由
登録小売電気事業者	経済産業大臣登録番号(A0371)	—	電気事業法	電気事業法第2条の9

なお、電気事業法の改正により、2020年4月1日に、大手電力会社である旧一般電気事業者からの送配電部門の法的分離（発送電分離）が実施されました。発送電分離により誕生した一般送配電事業者の保有する送配電網の利用にかかる託送料金の上昇、発送電分離以降自由化メニューに力を入れる大手電力会社の動向等によっては当社の電気料金が改訂される可能性があり、当社の事業活動に影響を及ぼす可能性があります。

② 建設業法等について

当社が工事請負契約の請負事業者として各種工事を行うにあたり、建設業法に基づく建設業の許認可その他関連する法令の許認可（登録）が必要であり、当社はこれらを取得しております。本発行者情報公表日現在において、事業主として欠格事由及びこれらの許認可（登録）の取消事由に該当する

事実はございません。今後、当社の許可が取り消され、又は失効した場合、一定金額以上の建設工事を行うことができなくなるため、当社の事業活動に影響を及ぼす可能性があります。

【建設業法】

許認可等の名称	許可番号	有効期限	関係法令	許認可等の取消事由
電気工事業	大阪(般-4) 第146091号	2022年7月29日から 2027年7月28日まで	電気事業法等	建設業法 第29条
消防施設工事業			消防法等	
管工事業			水道法等	
電気通信工事業			電気通信 事業法等	

【電気工事業の業務の適正化に関する法律】

許認可等の名称	登録番号	有効期限	許認可等の取消事由
みなし登録 電気工事業	0012-0075号	(建設業許可に準ずる)	建設業許可取消時は別途新規登録 が必要

(注) 建設業法に基づく許可を受けた事業者が、自らが施工を行う電気工事業（自家用電気工作物のみを対象とする電気工事業を除きます。）を開始した場合には、本法に基づき都道府県知事への届出が必要です。建設業法上の許可を失った場合は、本法に基づきあらかじめ登録電気工事業者としての都道府県知事への登録が必要になります。

なお、建設工事には下請代金支払遅延等防止法が適用されないため、当社の請け負った建設工事を下請業者に請け負わせる場合は同法ではなく建設業法の規制を受けます。工事請負契約の締結に当たり不当な条件を付したり、工期を著しく短くしたりするなど、建設業法に違反することを行ったことにより営業停止その他の行政処分を受け、また行政処分のあったことが公表されたときは、当社の事業活動に影響を及ぼす可能性があります。当社は、契約締結に先立って法務担当者に契約内容を精査させて違法又は不当な内容にならないよう配慮するとともに、実際の工事過程においても、法令違反が生じないように工事担当者に逐次報告を行わせ、法令の遵守を図っております。

(12) J-Adviser との契約について

当社は、(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market に上場予定です。当社では、フィリップ証券(株)を担当 J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、2023年9月21日にフィリップ証券(株)との間で、担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」といいます）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する事項>

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券(株)（以下「乙」という）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再

生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及び、bに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の許可を得ているものであることを証する書面。

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合。

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面。

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合。

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）。

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る）。

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日。

④ 前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次の a ないし c の全てに該当するものをいう。

- a 次の (a) 又は (b) に定める場合に従い、当該 (a) 又は (b) に定める事項に該当すること。
  - (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合  
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の許可を得られる見込みがあるものであること。
  - (b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合  
当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の (a) 及び (b) に掲げる事項が記載されていること。
  - (a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。
  - (b) 前 a の (a) に規定する見込みがある旨及びその理由又は同 (b) に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容。
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資家保護の観点から適当でないと思われらるものでないこと。

#### ⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の (a) 又は (b) に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する）の日。
  - (a) TOKYO PRO Market の上場株券等
  - (b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合、当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む）についての書面による報告を受けた日）。
- c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（③b の規定の適用を受ける場合を除く）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

#### ⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないと思われらる場合。

#### ⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると思われらる場合。

#### ⑧ 有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規定等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと思われらる場合。

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩ 法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を(株)東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫ 株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮ 株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っているとして乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当の条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てしておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てしておく場合を除く）。
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う）。
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定。
- F 議決権の比率が 30%を超える第三者割当に係る議決権又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯ 全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは㈱東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

- ① いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
- ② 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
- ③ 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を㈱東京証券取引所に通知しなければならない。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたりまして、経営者による会計上の見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

第7期事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

(流動資産)

当事業年度末における流動資産は、446,656千円増加し、1,271,818千円（前年同期比54.1%増）となりました。完成工事未収入金が677,643千円増加する一方で、現金及び預金が75,179千円、売掛金が97,944千円、前渡金が24,200千円、その他が26,926千円減少したことが主な要因であります。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産は、55,209千円増加し、146,443千円（同60.5%増）となりました。自社太陽光発電設備の建設に伴う建設仮勘定が70,024千円、同発電所建設に伴う預託金を含む敷金保証金が11,101千円増加する一方で、繰延税金資産が23,055千円減少したことが主な要因であります。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債は、406,012千円増加し、920,196千円（同79.0%増）となりました。工事未払金が214,247千円、短期借入金が149,000千円、未払法人税等が44,322千円、未払消費税等が63,999千円増加する一方で、買掛金が64,434千円減少したことが主な要因であります。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債は、73,019千円減少し、465,250千円（同13.6%減）となりました。役員退職慰労引当金が3,880千円増加する一方で、長期借入金が76,903千円減少したことが主な要因であります。

(純資産)

当事業年度末における純資産は、168,872千円増加し、32,815千円となりました。当期純利益93,722千円の計上、収益認識基準の適用により期首繰越利益剰余金が75,150千円増加したことが主な要因であります。

第8期中間会計期間（自 2023年1月1日 至 2023年6月30日）

(流動資産)

当中間会計期間末における流動資産は、167,350千円減少し、1,104,468千円（前事業年度末比

13.2%減)となりました。現金及び預金が298,952千円、契約資産が287,293千円、前渡金が159,554千円、未収消費税等が33,995千円増加する一方で、売掛金が99,956千円、完成工事未収入金が842,999千円減少したことが主な要因であります。

(固定資産)

当中間会計期間末における固定資産は、63,344千円増加し、209,788千円(同43.3%増)となりました。機械装置(純額)が149,497千円、ソフトウェアが1,938千円増加する一方で、建設仮勘定が70,061千円、繰延税金資産が17,222千円減少したことが主な要因であります。

(流動負債)

当中間会計期間末における流動負債は、411,331千円減少し、508,864千円(同44.7%減)となりました。工事未払金が195,252千円、短期借入金が129,000千円、未払法人税等が11,110千円、未払消費税等が63,999千円減少したことが主な要因であります。

(固定負債)

当中間会計期間末における固定負債は、172,460千円増加し、637,710千円(同37.1%増)となりました。長期借入金が157,866千円、繰延税金負債が12,652千円増加したことが主な要因であります。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産は、134,866千円増加し、167,681千円となりました。当中間純利益134,866千円の計上が主な要因であります。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】(1)業績」をご参照ください。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因

「4【事業等のリスク】」をご参照ください。

(5) キャッシュ・フローの状況の分析

「1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

(6) 運転資本

上場予定日(2024年3月13日)から12か月間の当社の運転資本につきましては、自己資金及び借入による資金調達が可能であることから十分であると認識しております。

## 第4 【設備の状況】

### 1 【設備投資等の概要】

第7期事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

当事業年度における設備投資につきましては、管理業務の効率化促進を目的としてソフトウェア（システム改良費用残金）に 398 千円、東京地域におけるエネルギーマネジメント事業の収益安定性の向上のために必要となる自社発電所の建設を目的として建設仮勘定（太陽光発電設備）に 70,061 千円計上しました。

なお、重要な設備の除却及び売却はありません。

第8期中間会計期間（自 2023年1月1日 至 2023年6月30日）

当中間会計期間における設備投資につきましては、東京地域におけるエネルギーマネジメント事業の収益安定性の向上のために必要となる自社発電所の建設を目的として※機械装置（太陽光発電設備）を 154,041 千円、一括償却資産（太陽光発電設備における構築物及び器具備品）を 702 千円、国策である電気料金の高騰による国民負担の軽減化に伴う実施される激変緩和対応に適応するためのソフトウェアを 2,900 千円（激変緩和対応における助成金によるシステム改良費用）を計上しました。

なお、重要な設備の除却及び売却はありません。

※機械装置につきましては、前年度に計上した建設仮勘定 70,061 千円の振替額を含みます。

### 2 【主要な設備の状況】

第8期中間会計期間（自 2023年1月1日 至 2023年6月30日）の当社における主要な設備は、次のとおりです。

2023年6月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額（千円）							従業員数 (名)
			建物	構築物	機械装置	車両運搬具	工具、器具 及び備品	ソフト ウェア	合計	
本社 (大阪府大阪市中央区)	—	本社 機能	8,132	551	—	—	844	2,617	12,144	7
本社 (大阪府大阪市中央区)	エネルギーマネジメント 事業	営業 設備	—	—	149,497	—	585	3,960	154,043	9
本社 (大阪府大阪市中央区)	エンジニアリング事業	営業 設備	—	—	—	0	—	—	0	10
合計			8,132	551	149,497	0	1,429	6,577	166,188	26

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 建物を賃借しております。年間賃借料は 15,787 千円であります。

3. 上記の他、他の者から賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。

事業所名(所在地)	セグメントの名称	設備の内容	年間リース料（千円）	リース契約残高（千円）
本社 (大阪府大阪市中央区)	—	車両運搬具	571	1,476
本社 (大阪府大阪市中央区)	エネルギーマネジメント事業	車両運搬具	955	2,581
本社 (大阪府大阪市中央区)	エンジニアリング事業	車両運搬具	1,160	3,342

### 3 【設備の新設、除却等の計画】

#### (1) 重要な設備の新設等

2023年11月20日開催の取締役会において、埼玉県久喜市において新たな太陽光発電所の建設を決議いたしました。

詳細は、「第6 経理の状況 1【財務諸表等】【注記事項】（重要な後発事象）」をご参照ください。

- (2) 重要な設備の除却等  
該当事項はありません。

## 第5 【発行者の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(株) (2022年12月31日)	公表日現在発行数(株) (2024年2月20日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	32,000,000	24,000,000	80,000	8,000,000	非上場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は、100株であります。
計	32,000,000	24,000,000	80,000	8,000,000	—	—

(注) 2023年12月15日開催の臨時取締役会決議により、2024年1月4日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数は7,920,000株増加し、8,000,000株となっております。また、当該株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は31,680,000株増加し、32,000,000株となっております。

#### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

#### (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2019年3月26日 (注) 1	79,200	80,000	—	40,000	—	—
2024年1月4日 (注) 2	7,920,000	8,000,000	—	40,000	—	—

(注) 1. 株式分割(1:100)によるものです。

2. 2023年12月15日開催の臨時取締役会決議により、2024年1月4日付で普通株式1株を100株に分割しております。これにより、発行済株式総数は7,920,000株増加し、8,000,000株となっております。

## (6) 【所有者別状況】

2023年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	—	—	—	1	1	—
所有株式数(単元)	—	—	—	—	—	—	800	800	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	—	—	—	100	100	—

## (7) 【大株主の状況】

「第四部【株式公開情報】 第3【株主の状況】」に記載のとおりです。

## (8) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

2023年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 80,000	800	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	80,000	—	—
総株主の議決権	—	800	—

## ② 【自己株式等】

該当事項はありません。

## (9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

### 【株式の種類等】

該当事項はありません。

#### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

#### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

#### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

#### (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

## 3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要政策として認識し、業績の状況、取り巻く環境及び中長期を展望した財務体質を勘案し、継続的かつ安定的に配当を実施することを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回、剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

なお、第7期事業年度及び第8期中間会計期間の配当につきましては、十分な分配可能額がないことから実施しておりませんが、今後、収益力の向上に力を入れ、利益を積み上げることで内部留保資金の確保に努めてまいります。内部留保資金につきましては、企業体質の強化、将来の事業展開のための資金等に充当してまいります。

今後の配当につきましては、財政状態、経営成績及び今後の事業計画を勘案し、内部留保とのバランスを図りながらその実施を検討する所存であります。

## 4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員 の 状 況】

男性 5 名、女性 1 名（役員のうち女性の比率-%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数 (株)
代表取締役	社長	米澤 量登	1988年 8月19日	2011年4月 2016年10月 2020年2月	株式会社鈴鹿電工（現スズカ電工株式会社）入社 当社 取締役就任 当社 代表取締役社長就任（現任）	(注)1	(注)5	8,000,000
専務取締役	営業 本部長	後藤 和廣	1948年 11月12日	1971年4月 1975年2月 2001年4月 2012年4月 2013年11月 2016年10月	豊正工業株式会社入社 柏原塗研工業株式会社 （現株式会社カシワバラコーポレーション）入社 同社関西支社設立 取締役就任 株式会社鈴鹿電工（現スズカ電工株式会社）入社 同社 取締役就任 当社 専務取締役就任（現任）	(注)1	(注)5	—
取締役	管理 本部長	佐々木 美彦	1957年 2月13日	1980年4月 1985年8月 1987年9月 1991年7月 2000年1月 2002年11月 2005年6月 2011年4月 2014年9月 2016年4月 2020年2月	ソニーマーケティング株式会社入社 株式会社ハミルトンエクスプレス入社 株式会社ファーストエンタープライズ 取締役就任 有限会社グローバル・ファウンデーション 代表取締役就任 株式会社エム・シー・アンド・ピー入社 株式会社あ・うん入社 グラボテック株式会社 代表取締役就任 藤田珈琲株式会社入社 スズカ電工株式会社入社 当社設立 代表取締役就任 当社 取締役就任（現任）	(注)1	(注)5	—
監査役	—	池田 正樹	1947年 3月21日	1969年4月 2014年8月 2018年6月	太陽工藤工事株式会社（現住友電設株式会社）入社 スズカ電工株式会社入社 当社 監査役就任（現任）	(注)2	(注)5	—
監査役	—	宮永 淳平	1989年 1月23日	2011年4月 2014年4月 2018年10月 2020年12月 2021年10月 2022年4月 2022年5月 2022年10月	税理士法人ゆびすい入所 税理士法人トーマツ （現デロイトトーマツ税理士法人）入所 税理士法人GLADZ入所 サンエス石膏株式会社 監査役就任（現任） 税理士法人GLADZ 代表社員就任 株式会社HGCホールディングス 監査役就任（現任） 当社 監査役就任（現任） シエブラス税理士法人 代表社員就任（現任）	(注)3	(注)5	—
計								8,000,000

- (注) 1. 取締役の任期は、2022年12月期に係る定時株主総会終結の時から2023年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
2. 監査役の任期は、池田監査役については2022年12月期に係る定時株主総会終結の時から2026年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 監査役の任期は、宮永監査役については2022年5月開催の臨時株主総会終結の時から2026年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役宮永淳平氏は社外監査役であります。
5. 2022年12月期における役員報酬の総額は、31,970千円を支給しております。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### ① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを企業経営の重要事項と位置づけております。株主をはじめ多様なステークホルダーとの適切な関係を維持し、社会に対する責任を果たしながら事業活動を行うことが、長期的な業績向上や持続的成長といった、企業としての目標の達成にとって最重要課題のひとつと考えております。

コーポレート・ガバナンスの機能を充実させ、透明性と公正性の高い経営を確立することは、当社の重要な基本的責務であります。このため、当社は取締役会を中心とした経営監督・統治機能を強化し、内部統制・リスク管理等の諸問題に対処するため、コーポレート・ガバナンス体制を整備し、持続的発展を第一に考えた事業運営を行うこととしております。

#### ② 会社の機関の内容及びコーポレート・ガバナンス体制について

##### 1) 取締役会

当社の取締役会は、議長を取締役社長として取締役3名で構成されております。取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、職務権限規程、取締役会規程その他の当社規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会は毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

##### 2) 監査役

当社は、監査役制度を採用しており、2名（うち社外監査役1名）で構成されております。監査役は、監査役監査規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しているほか、取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

##### 3) 会計監査

当社は、あおい監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。

2022年12月期において、監査を執行した公認会計士は、恵良健太郎氏、角田康郎氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また、当該監査業務にかかる補助者は、公認会計士3名その他3名であります。なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間に特別の利害関係はありません。

##### 4) 内部監査

内部監査は、代表取締役社長直轄で実施されており、内部監査規程及び内部監査計画書に基づいて各部門の業務遂行状況を監査し、監査結果は内部監査報告書として、随時代表取締役社長及び被監査部門に報告されております。被監査部門に対しては、改善事項を指摘し、改善状況を確認することとしております。また、内部監査責任者及び内部監査担当者は監査役及び監査法人と面談を行い、監査に必要な情報について共有を行っております。

##### 5) 経営会議

当社の経営会議は、取締役3名、監査役1名、各部長1名、法務担当者1名で構成されております。毎月一回開催されており、当月の取締役会において承認が必要な事項について、管理部、エネルギーマネジメント部、エンジニアリング部の各部長から説明が行われます。取締役会において議論すべき事柄に関する内容について、取締役は内容の理解を深め、監査役は取締役会における議論において特に留意する必要がある内容があるかについて確認しております。

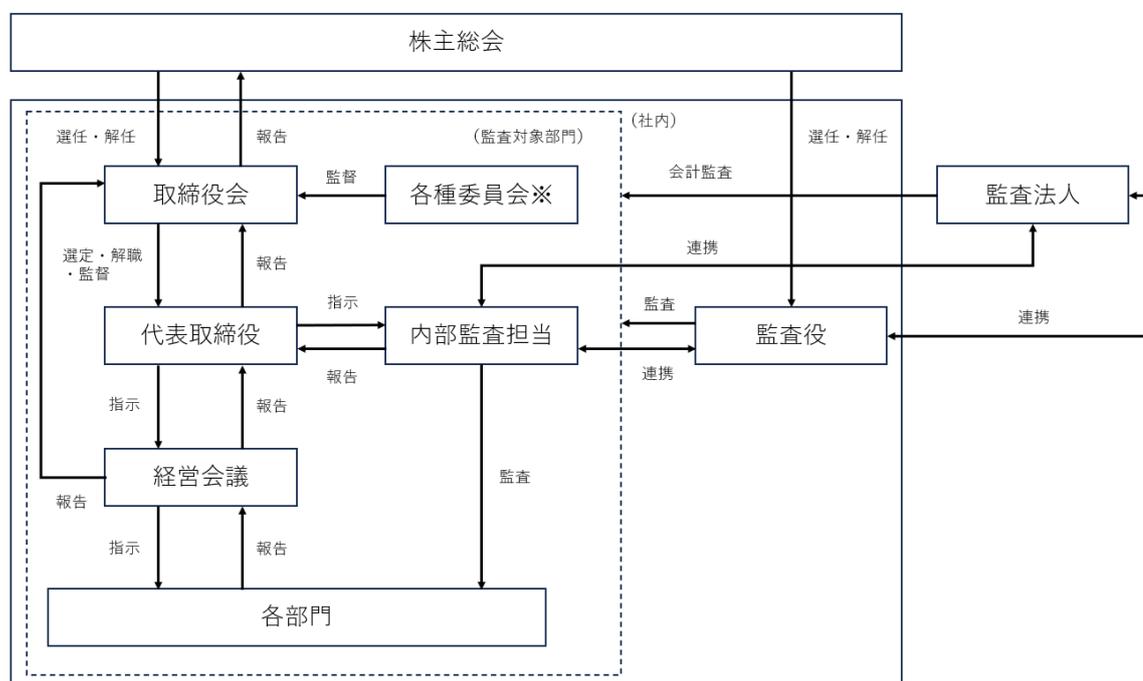
#### 6) コンプライアンス委員会

当社のコンプライアンス委員会は、委員長1名（代表取締役社長）、副委員長1名及び2名以上の委員により構成され、主にコンプライアンスに関する社内規程等の制定及び改廃等に関する立案やコンプライアンスの推進等に関する事項について議論しております。3か月に一回開催することとしており、必要に応じて臨時に開催されます。

#### 7) リスク管理委員会

当社のリスク管理委員会は、委員長1名（代表取締役社長）、副委員長1名及び2名以上の委員により構成され、主にリスク管理に係る方針、施策の策定やリスク管理状況の把握等に関する事項について議論・報告しております。6か月に一回開催することとしており、必要に応じて臨時に開催されます。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりです。



(注) 本発行情報作成時点において、コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会の2つの委員会を設置しております。

#### ③ 内部統制システムの整備の状況について

当社は、職務権限規程（別表である職務決裁権限一覧表を含む。）及び業務分掌規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織や担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

#### ④ 内部監査及び監査役の状況について

当社は、役員及び従業員が法令、経営方針及び社内規程等を遵守し、業務を適切に遂行しているかを検証・評価し、必要に応じて指導・助言することにより事業の改善を図るべく、独立した内部監査室を設置していないものの、各部門から内部監査担当者5名（内1名内部監査責任者）を選定し、代表取締役社長の指示により、自己の属する部門を除く部門の内部監査を実施しております。

各部の監査結果及び改善点につきましては、内部監査責任者より、代表取締役社長に対して報告書及び改善指示書を提出する体制をとっております。

監査役は、監査役監査規程に基づき、2名の監査役により構成される監査役協議会を開催しております。

内部監査責任者と監査役は、随時情報交換をしており、それぞれの監査過程で発見された事項に関する情報を共有することにより、全社的な業務改善に連携して取り組んでおります。

また、内部監査責任者と監査役は、監査法人と定期的に意見交換を実施しており、各監査を有機的に連携させることにより、各監査の実効性及び効率性の向上を図るとともに、当社の業務の適正化に努めております。

⑤ リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として管理部が情報の一元化を行っております。

また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑥ 役員報酬の内容

2022年12月期における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は、以下のとおりであります。

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	賞与	ストック オプション	
取締役	28,800	28,800	—	—	3
監査役	3,170	3,170	—	—	2

⑦ 取締役及び監査役の状況

本発行者情報発行日時点においては、取締役3名、監査役2名（うち社外監査役1名）となっております。

当社は、社外取締役及び社外監査役の重要性については認識しており、監査役については、2022年5月から社外監査役が1名就任いたしました。

取締役については、当社の経営規模、体制を総合的に勘案すると、ガバナンス機能が十分に機能する体制が整っていると認識しており、社外取締役を選任しておりません。しかしながら、当社といたしましては、更に経営の透明性を向上させるため、経営における社外取締役の役割について十分な議論と検証を重ねております。

⑧ 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利害を害することのないように対応いたします。関連事業者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

⑨ 取締役及び監査役の定数

当社は、取締役を5名以内、監査役を3名以内とする旨を定款に定めております。

⑩ 取締役の選任決議要件

当社の取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑪ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第 309 条第 2 項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑫ 自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、会社法第 165 条第 2 項の規定に基づき、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

⑬ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

⑭ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができます。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする旨を定款で定めております。

なお、本発行者情報公表日現在において、契約締結はなされておられません。

⑮ 中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第 454 条第 5 項の規定に基づき、取締役会の決議によって、毎年 6 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査証明業務に基づく報酬(千円)
発行者	8,000	500

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

当社が監査法人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、上場に係る短期調査業務です。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査法人に対する監査報酬の決定方法としましては、監査日数、当社の事業規模等を勘案して監査報酬額を決定しております。

## 第6 【経理の状況】

### 1. 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

### 2. 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規定の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠してしております。

### 3. 監査証明について

- (1) 当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当事業年度（2022年1月1日から2022年12月31日まで）の財務諸表について、あおい監査法人の監査を受けております。
- (2) 当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当中間会計期間（2023年1月1日から2023年6月30日まで）の中間財務諸表について、あおい監査法人の中間監査を受けております。

### 4. 連結財務諸表及び中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び中間連結財務諸表は作成しておりません。

1. 【財務諸表等】  
 (1) 【財務諸表】  
 ① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	180,003	104,824
受取手形	※2 2,079	※2 4,328
売掛金	※2 357,738	※2 259,794
完成工事未収入金	※2 171,090	※2 848,734
契約資産	—	20,682
未成工事支出金	1,447	1,802
商品及び製品	4,404	8,847
原材料及び貯蔵品	19,517	11,020
前渡金	29,166	4,966
前払費用	6,449	5,912
未収還付法人税等	0	1
未収消費税等	25,677	—
その他	28,689	1,763
貸倒引当金	△1,103	△858
流動資産合計	825,162	1,271,818
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	9,462	8,579
構築物（純額）	599	567
車両運搬具（純額）	262	0
工具、器具及び備品（純額）	2,078	1,010
建設仮勘定	37	70,061
有形固定資産合計	※1 12,440	※1 80,218
無形固定資産		
ソフトウェア	5,625	4,639
ソフトウェア仮勘定	437	—
無形固定資産合計	6,063	4,639
投資その他の資産		
出資金	311	311
長期前払費用	5,045	4,187
敷金保証金	16,172	27,273
繰延税金資産	40,277	17,222
その他	10,925	12,591
投資その他の資産合計	72,730	61,586
固定資産合計	91,233	146,443
資産合計	916,396	1,418,262

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年12月31日)		当事業年度 (2022年12月31日)	
負債の部				
流動負債				
買掛金		105,603		41,169
工事未払金		138,394		352,641
短期借入金	※2 ※3	150,000	※2 ※3	299,000
1年内返済予定の長期借入金	※2	78,036	※2	78,532
未払金		7,617		5,251
未払費用		9,749		8,849
未払法人税等		947		45,270
未払消費税等		—		63,999
未成工事受入金		5,079		—
契約負債		—		15,432
預り金		4,423		3,662
前受収益		5,280		—
賞与引当金		6,826		4,818
工事損失引当金		2,226		1,568
流動負債合計		514,184		920,196
固定負債				
長期借入金	※2	527,548	※2	450,645
役員退職慰労引当金		5,173		9,053
資産除去債務		5,548		5,552
固定負債合計		538,269		465,250
負債合計		1,052,454		1,385,447
純資産の部				
株主資本				
資本金		40,000		40,000
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		△176,057		△7,184
利益剰余金合計		△176,057		△7,184
株主資本合計		△136,057		32,815
純資産合計		△136,057		32,815
負債純資産合計		916,396		1,418,262

## 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

当中間会計期間  
(2023年6月30日)

資産の部		
流動資産		
現金及び預金		403,777
受取手形	※2	283
売掛金	※2	159,837
完成工事未収入金	※2	5,734
契約資産		307,975
未成工事支出金		3,676
商品及び製品		4,721
原材料及び貯蔵品		8,231
前渡金		164,521
前払費用		7,118
未収消費税等		33,995
その他		4,962
貸倒引当金		△366
流動資産合計		1,104,468
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	※1	8,132
構築物（純額）	※1	550
機械装置（純額）	※1	149,497
車両運搬具（純額）	※1	0
工具、器具及び備品（純額）	※1	1,429
有形固定資産合計		159,610
無形固定資産		
ソフトウェア		6,577
無形固定資産合計		6,577
投資その他の資産		
出資金		311
長期前払費用		3,731
敷金保証金		27,280
その他		12,277
投資その他の資産合計		43,600
固定資産合計		209,788
資産合計		1,314,257

(単位：千円)

当中間会計期間  
(2023年6月30日)

負債の部		
流動負債		
買掛金		24,818
工事未払金		157,389
短期借入金	※2※3	170,000
1年内返済予定の長期借入金	※2	72,974
未払金		2,277
未払費用		6,766
未払法人税等		34,160
契約負債		9,450
預り金		11,944
賞与引当金		15,257
工事損失引当金		3,826
流動負債合計		508,864
固定負債		
長期借入金	※2	608,511
繰延税金負債		12,652
役員退職慰労引当金		10,993
資産除去債務		5,554
固定負債合計		637,710
負債合計		1,146,575
純資産の部		
株主資本		
資本金		40,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金		39,883
繰越利益剰余金		87,798
利益剰余金合計		127,681
株主資本合計		167,681
純資産合計		167,681
負債純資産合計		1,314,257

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
売上高		
完成工事高	726,266	1,451,409
売電事業売上高	1,347,455	1,301,901
商品売上高	59,488	98,570
製品売上高	43,200	67,340
売上高合計	2,176,410	2,919,220
売上原価		
完成工事原価	※4 580,342	※4 950,933
売電事業売上原価	1,498,892	1,450,535
商品売上原価		
商品期首棚卸高	—	4,404
当期商品仕入高	54,877	89,777
合計	54,877	94,182
商品期末棚卸高	4,404	8,847
商品売上原価	50,473	85,334
製品売上原価		
製品期首棚卸高	—	—
当期製品製造原価	24,399	35,033
合計	24,399	35,033
製品期末棚卸高	—	—
製品売上原価	24,399	35,033
売上原価合計	2,154,106	2,521,836
売上総利益	22,303	397,384
販売費及び一般管理費	※1 265,283	※1 261,328
営業利益又は営業損失(△)	△242,979	136,055
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	4	10
助成金収入	7,027	1,607
補助金収入	6,302	—
受取手数料	2,094	1,255
その他	2,581	846
営業外収益合計	18,010	3,719
営業外費用		
支払利息	7,535	8,784
支払手数料	706	5,695
その他	—	411
営業外費用合計	8,242	14,891
経常利益又は経常損失(△)	△233,210	124,883
特別利益		
固定資産売却益	※2 29	—

特別利益合計	29	—
特別損失		
固定資産除却損	※3 32	—
特別損失合計	32	—
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	△233,214	124,883
法人税、住民税及び事業税	2,248	46,099
法人税等調整額	△39,468	△14,938
法人税等合計	△37,219	31,161
当期純利益又は当期純損失 (△)	△195,994	93,722

【完成工事原価明細書】

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
	(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
材料費	217,281	281,645
外注費	286,389	614,566
経費	76,671	54,721
うち人件費	57,831	39,499
合計	580,342	950,933

(注) 原価計算の方法は、個別原価計算によっております。

【売電事業売上原価明細書】

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
	(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
仕入高	995,186	1,049,435
外注費	451,368	358,725
経費	52,336	42,373
うち支払手数料	41,688	35,214
合計	1,498,892	1,450,535

【売上原価明細書】

a. 製品製造原価明細書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)		当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 材料費	※	23,548	96.5	33,470	95.5
II 労務費		161	0.7	494	1.4
III 経費		688	2.8	1,067	3.1
当期総製造費用		24,399	100.0	35,033	100.0
仕掛品期首棚卸高		—		—	
合計		24,399		35,033	
仕掛品期末棚卸高		—		—	
当期製品製造原価	24,399		35,033		

原価計算の方法

原価計算の方法は、個別原価計算によっております。

(注) ※ 内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
雑費 (千円)	688	1,067

b. 商品売上原価明細書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)		当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	
		金額 (千円)		金額 (千円)	
期首商品棚卸高		0		4,404	
当期商品仕入高		54,877		89,777	
合計		54,877		94,182	
期末商品棚卸高		4,404		8,847	
商品売上原価		50,473		85,334	

## 【中間損益計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 6 月 30 日)
売上高	
完成工事高	377,995
売電事業売上高	468,811
商品売上高	38,523
製品売上高	100
売上高合計	885,429
売上原価	
完成工事原価	※ 2 290,976
売電事業売上原価	308,098
商品売上原価	
商品期首棚卸高	8,847
当期商品仕入高	21,311
合計	30,159
商品期末棚卸高	4,721
商品売上原価	25,437
製品売上原価	
製品期首棚卸高	—
当期製品製造原価	37
合計	—
製品期末棚卸高	—
製品売上原価	37
売上原価合計	624,551
売上総利益	260,878
販売費及び一般管理費	※ 1 122,069
営業利益	138,809
営業外収益	
受取利息及び受取配当金	6
助成金収入	328
補助金収入	62,900
受取手数料	1,422
その他	337
営業外収益合計	64,995
営業外費用	
支払利息	4,353
支払手数料	548
営業外費用合計	4,902
経常利益	198,902
税引前中間純利益	198,902
法人税、住民税及び事業税	34,161
法人税等調整額	29,874

法人税等合計	64,036
中間純利益	134,866

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	40,000	19,936	19,936	59,936	59,936
当期変動額					
当期純損失（△）		△195,994	△195,994	△195,994	△195,994
当期変動額合計	—	△195,994	△195,994	△195,994	△195,994
当期末残高	40,000	△176,057	△176,057	△136,057	△136,057

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	40,000	△176,057	△176,057	△136,057	△136,057
会計方針の変更による累積的影響額		75,150	75,150	75,150	75,150
会計方針の変更を反映した当期首残高	40,000	△100,907	△100,907	△60,907	△60,907
当期変動額					
当期純利益		93,722	93,722	93,722	93,722
当期変動額合計	—	93,722	93,722	93,722	93,722
当期末残高	40,000	△7,184	△7,184	32,815	32,815

【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自 2023年1月1日 至 2023年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		その他利益剰余金		利益剰余金合計		
		固定資産 圧縮積立金	繰越 利益剰余金			
当期首残高	40,000	—	△7,184	△7,184	32,815	32,815
当中間期変動額						
中間純利益			134,866	134,866	134,866	134,866
固定資産圧縮 積立金の積立		41,168	△41,168	—	—	—
固定資産圧縮 積立金の取崩		△1,285	1,285	—	—	—
当中間期変動額合計	—	39,883	94,983	134,866	134,866	134,866
当中間期末残高	40,000	39,883	87,798	127,681	167,681	167,681

## ④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
	(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	△233,214	124,883
減価償却費	4,692	4,886
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	5,173	3,880
賞与引当金の増減額 (△は減少)	128	△2,008
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	560	△244
受取利息及び受取配当金	△4	△10
助成金収入	△7,027	△1,607
補助金収入	△6,302	—
支払利息	7,535	8,784
支払手数料	706	5,695
固定資産除却損	32	—
固定資産売却益	△29	—
売上債権の増減額 (△は増加)	△78,354	△489,485
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△18,429	3,699
仕入債務の増減額 (△は減少)	90,044	149,813
前渡金の増減額 (△は増加)	△4,353	24,200
未収又は未払消費税等の増減額 (△は減少)	△36,945	89,637
差入保証金の増減額 (△は増加)	△7,680	24,844
その他	4,842	3,880
小計	△278,626	△49,151
利息及び配当金の受取額	4	10
助成金の受取額	7,027	1,607
補助金の受取額	6,302	—
利息の支払額	△7,615	△8,921
法人税等の支払額	△56	△1,774
営業活動によるキャッシュ・フロー	△272,963	△58,229
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△2,783	△70,061
有形固定資産の売却による収入	90	—
無形固定資産の取得による支出	△4,570	△398
出資による支出	△310	—
出資の払戻しによる収入	6	—
敷金及び保証金の差入れによる支出	△100	△11,101
敷金及び保証金の回収による収入	26,630	—
保険の積立による支出	△2,285	△2,285
投資活動によるキャッシュ・フロー	16,676	△83,847

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021 年 1 月 1 日 至 2021 年 12 月 31 日)	当事業年度 (自 2022 年 1 月 1 日 至 2022 年 12 月 31 日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	30,000	149,000
長期借入れによる収入	380,000	—
長期借入金の返済による支出	△56,753	△76,407
その他	△2,417	△5,695
財務活動によるキャッシュ・フロー	350,829	66,897
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	94,542	△75,179
現金及び現金同等物の期首残高	85,461	180,003
現金及び現金同等物の期末残高	※ 180,003	※ 104,824

【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益	198,902
減価償却費	6,280
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	1,940
賞与引当金の増減額 (△は減少)	10,439
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△492
受取利息及び受取配当金	△6
助成金収入	△328
補助金収入	△62,900
支払利息	4,353
支払手数料	548
売上債権の増減額 (△は増加)	659,707
棚卸資産の増減額 (△は増加)	5,040
仕入債務の増減額 (△は減少)	△211,603
前渡金の増減額 (△は増加)	△159,554
未収又は未払消費税等の増減額 (△は減少)	△97,995
差入保証金の増減 (△は増加)	△3,735
その他	△360
小計	350,234
利息及び配当金の受取額	6
助成金の受取額	328
補助金の受取額	62,900
利息の支払額	△4,850
法人税等の支払額	△45,270
営業活動によるキャッシュ・フロー	363,349
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△84,683
無形固定資産の取得による支出	△2,900
保証金の差入れによる支出	△6
投資活動によるキャッシュ・フロー	△87,589

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(△は減少)	△129,000
長期借入れによる収入	200,000
長期借入金の返済による支出	△47,692
その他	△115
財務活動によるキャッシュ・フロー	23,192
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	298,952
現金及び現金同等物の期首残高	104,824
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 403,777

## 【注記事項】

### (重要な会計方針)

#### 1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

##### (1) 未成工事支出金

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

##### (2) 商品・製品・仕掛品

先入先出法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

##### (3) 原材料・貯蔵品

主として最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備は除く）及び 2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	6～15年
構築物	20年
車両運搬具	2年
工具、器具及び備品	5～8年

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

##### (3) 長期前払費用

定額法を採用しております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

##### (3) 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、損失の発生が見込まれ、かつその金額を合理的に見積ることができる工事について、当事業年度末における損失見込額に基づき計上しております。

##### (4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

##### (1) エネルギーマネジメント事業

検針日基準により収益を認識しております。決算月に実施した検針の日から決算日までに生じた収益は「収益認識に関する会計基準の適用指針」第 103-2 項に基づいて見積り計上を行っております。

##### (2) エンジニアリング事業

工事契約に係る収益については、工事の進捗に伴い履行義務が充足されるため、一定の期間

にわたり収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率を合理的に見積ることが出来ない工事については、原価回収基準にて収益を認識しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年6月30日)
繰延税金資産	40,277	17,222

繰延税金資産 17,222 千円 (繰延税金負債との相殺前の金額は、18,580 千円であります。)

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

将来減算一時差異等に対して、将来の収益力に基づく課税所得の見積りによって繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは将来の利益計画を基礎としております。

②主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる将来の利益計画の策定にあたり、過去の実績や市場・顧客の動向等を総合的に勘案した将来の受注予測に基づく売上高を主要な仮定と考えております。当社は過去及び当期の課税所得等から将来の一時差異等加減算前課税所得を予測し、利益計画及び将来減算一時差異の解消見込年度のスケジューリングに基づき、繰延税金資産を計上しております。また、将来の利益計画の策定においては、主要な仮定であるロシアのウクライナ侵攻による原油高、資材や原材料の高騰及び納期遅延などの影響は一定期間にわたり継続するものと仮定しております。

③翌事業年度の財務諸表に与える影響

将来の経済状況及び経営環境の変化により、課税所得の見積りの基礎となる仮定が変動する場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、電力小売収益に関して、従来、検針日基準により収益を認識しているものについて、決算月の検針日から決算日までに生じた収益を合理的に見積り、認識する方法に変更しております。また、工事契約に係る収益に関して、従来、進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しておりましたが、工事契約においては履行義務を充足するにつれて顧客が便益を享受するため、一定期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率を合理的に見積ることが出来ない工事については、原価回収基準により収益を認識しております。

収益認識会計基準の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加算する方法とし、当期首残高から新たな会計方針を適用しております。

ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取り扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度末の売上高は67,294千円増加し、売上原価は2,571千円増加し、営業利益、

経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ 64,723 千円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は 75,150 千円増加しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示しておりました「完成工事未収入金」は、当事業年度より「完成工事未収入金」及び「契約資産」に含めて表示し、「流動負債」に表示しておりました「未成工事受入金」及び「前受収益」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示しております。なお、収益認識会計基準第 89-2 項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

## 2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日）第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 19 号 2019 年 7 月 4 日）第 7-4 項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載しておりません。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
建物	2,475千円	3,359千円
構築物	45千円	77千円
車両運搬具	1,310千円	1,572千円
工具、器具及び備品	3,607千円	4,676千円
計	7,439千円	9,686千円

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は以下のとおりであります。

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
受取手形	2,079千円	4,328千円
売掛金	304,427千円	235,058千円
完成工事未収入金	171,090千円	848,734千円
計	477,598千円	1,088,121千円

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
短期借入金	150,000千円	190,000千円
1年内返済予定の長期借入金	35,328千円	35,328千円
長期借入金	73,901千円	38,573千円
計	259,229千円	263,901千円

※3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。

当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
当座貸越極度額	150,000千円	350,000千円
借入実行残高	150,000千円	261,000千円
差引額	—千円	89,000千円

(損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
役員報酬	31,760千円	31,970千円
給料手当	98,502千円	92,667千円
貸倒引当金繰入額	684千円	—
賞与引当金繰入額	19,239千円	17,406千円
役員退職慰労引当金繰入額	5,173千円	3,880千円
減価償却費	2,705千円	3,256千円
おおよその割合		
販売費	45.3%	49.3%
一般管理費	54.7%	50.7%

※2 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
車両運搬具	29千円	—
計	29千円	—

※3 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
ソフトウェア	32千円	—
計	32千円	—

※4 完成工事原価に含まれている工事損失引当金繰入額(△は戻入額)は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
	2,221千円	△144千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	80,000	—	—	80,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	80,000	—	—	80,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
現金及び預金	180,003 千円	104,824 千円
現金及び現金同等物	180,003 千円	104,824 千円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引  
該当事項はありません。
2. オペレーティング・リース取引  
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業活動を行っていく上で必要な資金及び設備投資資金を、主に銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金、完成工事未収入金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1か月以内の支払い期日であり、工事未払金はそのほとんどが2か月以内の支払い期日であります。

短期借入金及び長期借入金は、運転資金又は設備投資等に係る資金調達であります。償還日は最長で2031年6月30日であります。

営業債務及び借入金は、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、受注管理規定に従い、各事業部門における営業担当部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するため、長期借入金を主体とした借入を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部門からの報告に基づき管理部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

前事業年度（2021年12月31日）

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
敷金保証金	1,372	1,371	0
資産計	1,372	1,371	0
長期借入金 ※3	605,584	602,462	△3,121
負債計	605,584	602,462	△3,121

※1 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似するものであることから記載を省略しております。

※2 「受取手形」、「売掛金」、「完成工事未収入金」、「未収消費税等」、「買掛金」、「工事未払金」、「短期借入金」、「未払金」及び「未払費用」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似するものであることから記載を省略しております。

※3 1年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めております。

※4 市場価格のない金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前事業年度（千円）
出資金	311

当事業年度（2022年12月31日）

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
敷金保証金	1,653	1,653	0
資産計	1,653	1,653	0
長期借入金 ※3	529,177	519,340	△9,836
負債計	529,177	519,340	△9,836

※1 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似するものであることから記載を省略しております。

※2 「受取手形」、「売掛金」、「完成工事未収入金」、「買掛金」、「工事未払金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払費用」、「未払法人税等」及び「未払消費税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しております。

※3 1年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めております。

※4 市場価格のない金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当事業年度（千円）
出資金	311

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額  
前事業年度 (2021年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	180,003	—	—	—
受取手形	2,079	—	—	—
売掛金	357,738	—	—	—
完成工事未収入金	171,090	—	—	—
未収消費税等	25,677	—	—	—
合計	736,590	—	—	—

当事業年度 (2022年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	104,824	—	—	—
受取手形	4,328	—	—	—
売掛金	259,794	—	—	—
完成工事未収入金	848,734	—	—	—
合計	1,217,681	—	—	—

(注) 2. 短期借入金、長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む) の決算日後の返済予定額  
前事業年度 (2021年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	150,000	—	—	—	—	—
長期借入金	78,036	77,699	68,450	45,925	34,716	300,758
合計	228,036	77,699	68,450	45,925	34,716	300,758

当事業年度 (2022年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	299,000	—	—	—	—	—
長期借入金	78,532	69,323	48,425	34,716	34,476	263,705
合計	377,532	69,323	48,425	34,716	34,476	263,705

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当する金融商品はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当事業年度（2022年12月31日）

区分	時 価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金保証金	—	1,653	—	1,653
資産計	—	1,653	—	1,653
長期借入金	—	519,340	—	519,340
負債計	—	519,340	—	519,340

※ 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金保証金

敷金保証金の時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注)2	61,098千円	8,564千円
未払事業税	118千円	14,519千円
賞与引当金	2,292千円	1,664千円
工事損失引当金	747千円	542千円
役員退職慰労引当金	1,737千円	3,127千円
資産除去債務	1,863千円	1,918千円
その他	342千円	256千円
繰延税金資産小計	68,200千円	30,592千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注)2	△22,878千円	△6,965千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引 当額	△3,600千円	△5,046千円
評価性引当額小計(注)1	△26,478千円	△12,011千円
繰延税金資産合計	41,722千円	18,580千円
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	△1,445千円	△1,358千円
繰延税金負債合計	△1,445千円	△1,358千円
繰延税金資産純額	40,277千円	17,222千円

(注) 1. 評価性引当額が 14,466 千円減少しております。この減少の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が 15,913 千円減少したことに伴うものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額  
前事業年度（2021年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金（a）	—	—	—	—	—	61,098	61,098
評価性引当額	—	—	—	—	—	△22,878	△22,878
繰延税金資産	—	—	—	—	—	38,220	(b) 38,220

（a）税務上の繰越欠損金は法定実効税率を乗じた額であります。

（b）税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断した部分については評価性引当額を認識しておりません。

当事業年度（2022年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金（a）	—	—	—	—	—	8,564	8,564
評価性引当額	—	—	—	—	—	△6,965	△6,965
繰延税金資産	—	—	—	—	—	1,598	(b) 1,598

（a）税務上の繰越欠損金は法定実効税率を乗じた額であります。

（b）税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断した部分については評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
法定実効税率 (調整)	—	34.5%
役員報酬損金不算入額	—	0.1%
軽減税率の適用	—	△0.6%
住民税均等割額	—	0.5%
評価性引当額の増減	—	△11.6%
税率変更	—	1.2%
その他	—	0.9%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	—	25.0%

(注) 前事業年度は税引前当期純損失であるため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

前事業年度 (2021年12月31日)

(1) 当該資産除去債務の概要

本社機能関連の建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は当該期間に対応する国債の利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	5,544千円
時の経過による調整額	3千円
期末残高	5,548千円

当事業年度 (2022年12月31日)

(1) 当該資産除去債務の概要

本社機能関連の建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は当該期間に対応する国債の利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	5,548千円
時の経過による調整額	3千円
期末残高	5,552千円

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項 (セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項 (重要な会計方針)

4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額および時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	530,909	1,112,856
契約資産	5,291	20,682
契約負債	10,359	15,432

契約資産は、主に顧客との工事契約について期末日時点で充足されている履行義務のうち、未請求の対価に対する当社の権利に関するものであり、顧客に請求された時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、製品の引渡し前に顧客から受け取った前受金であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。なお、顧客との契約から生じる対価の額に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。当社は、電力小売を主な内容としたエネルギーマネジメント事業、ビル、マンション等の省エネ化工事、太陽光発電設備設置工事、EV充電設備設置工事等の各種工事を行うエンジニアリング事業を営んでおります。当社は事業ごとに包括的事業戦略を立案可能な管理体制とし、事業活動を展開しております。従いまして、当社は、「エネルギーマネジメント事業」及び「エンジニアリング事業」の2つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

エネルギーマネジメント事業：電気の小売り

エンジニアリング事業：ビル、マンション等の省エネ化工事、太陽光発電設備設置工事、EV充電設備設置工事

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。また、報告セグメントの利益は営業利益をベースとした数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	財務諸表 計上額 (注) 3
	エネルギー マネジメント 事業	エンジニア リング 事業	計				
売上高							
外部顧客への 売上高	1,347,455	726,266	2,073,722	102,688	2,176,410	—	2,176,410
計	1,347,455	726,266	2,073,722	102,688	2,176,410	—	2,176,410
セグメント利 益又は損失 (△)	△221,081	86,569	△134,511	23,473	△111,037	△131,941	△242,979
セグメント資 産	422,187	182,460	604,648	32,636	637,285	279,111	916,396
その他の項目							
減価償却費	734	1,431	2,165	—	2,165	2,527	4,692
有形固定資 産及び無形 固定資産の 増加額	37	1,754	1,791	—	1,791	5,161	6,953

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、太陽光発電設備資材、蓄電池等の商品販売事業及び暗号資産採掘機器の製造販売事業であります。

2. 調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント利益又は損失の調整額 131,941 千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(2) セグメント資産の調整額 279,111 千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。

(3) その他の項目の減価償却費の調整額 2,527 千円、有形固定資産及び無形固定資産の増加額 5,161 千円は、報告セグメントに配分していない全社資産に係るものであります。

3. セグメント利益又は損失は、財務諸表の営業損失と一致するよう調整を行っております。

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	財務諸表 計上額 (注) 3
	エネルギー マネジメン ト 事業	エンジニア リング 事業	計				
売上高							
電力小売	1,301,901	—	1,301,901	—	1,301,901	—	1,301,901
請負工事	—	1,451,409	1,451,409	—	1,451,409	—	1,451,409
物品販売	—	—	—	98,570	98,570	—	98,570
製品販売	—	—	—	67,340	67,340	—	67,340
顧客との契約から生じる収益	1,301,901	1,451,409	2,753,310	165,910	2,919,220	—	2,919,220
外部顧客への売上高	1,301,901	1,451,409	2,753,310	165,910	2,919,220	—	2,919,220
セグメント利益又は損失(△)	△232,681	450,768	218,087	41,562	259,649	△123,593	136,055
セグメント資産	358,793	883,755	1,242,549	21,407	1,263,956	154,305	1,418,262
その他の項目							
減価償却費	781	265	1,047	—	1,047	3,839	4,886
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	70,499	—	70,499	—	70,499	—	70,499

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、太陽光発電設備資材、蓄電池等の商品販売事業及び暗号資産採掘機器の製造販売事業であります。

2. 調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント利益又は損失の調整額 123,593 千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(2) セグメント資産の調整額 154,305 千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。

(3) その他の項目の減価償却費の調整額 3,839 千円は、報告セグメントに配分していない全社資産に係るものであります。

3. セグメント利益又は損失は、財務諸表の営業利益と一致するよう調整を行っております。

#### 4. 報告セグメントの変更等に関する事項

会計方針の変更に記載のとおり、当事業年度の期首から収益認識会計基準等を適用し、収益認識に関する会計処理方法を変更したため、事業セグメントの利益の算定方法を同様に變更しています。当該変更により、従来の方法に比べて、当事業年度の「エネルギーマネジメント事業」の売上高が 64,723 千円増加、セグメント利益が 64,723 千円増加し、「エンジニアリング事業」の売上高が 2,571 千円増加し、セグメント利益に与える影響はありません。

**【関連情報】**

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

## 1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

## (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高(千円)	関連するセグメント名
かんでんEハウス株式会社	335,941	エンジニアリング事業 その他

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

## 1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

## (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高(千円)	関連するセグメント名
かんでんEハウス株式会社	1,163,252	エンジニアリング事業 その他

**【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】**

該当事項はありません。

**【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】**

該当事項はありません。

**【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】**

該当事項はありません。

**【関連当事者情報】**

## 1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）  
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
1株当たり純資産額	△17.01円	4.10円
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	△24.50円	11.72円

(注) 1. 前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	△195,994	93,722
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 又は当期純損失(△)(千円)	△195,994	93,722
普通株式の期中平均株式数(株)	8,000,000	8,000,000

3. 当社は2023年12月15日開催の当社取締役会の決議に基づき、2024年1月4日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いました。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。

(重要な後発事象)

1. 株式分割について

2023年12月15日開催の取締役会の決議に基づき、2024年1月4日付で、以下のとおり株式分割を行っております。

(1)株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額の引下げを行うことで株式の流動性を高めることを目的として株式分割を実施いたします。

(2)株式分割の概要

①分割の方法

2024年1月3日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式1株につき100株の割合をもって分割いたしました。

②株式分割による増加株式数

普通株式  
7,920,000株

③株式分割後の発行済株式総数

普通株式  
8,000,000株

④株式分割後の発行可能株式総数

普通株式  
32,000,000株

⑤株式分割の効力発生日

2024年1月4日

なお、「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算出してお

り、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

## 2. 重要な設備投資

2023年11月20日開催の取締役会において、埼玉県久喜市において新たな太陽光発電所の建設を決議いたしました。

### (1) 設備投資の目的

現在、当社のエネルギーマネジメント事業は、発電業者から又は JEPX での市場取引により調達した電力を供給しております。しかしながら、調達価格において気候や社会情勢の影響を受けるため、本発電所の建設は、安定的な電力の調達を行うことを目的としております。

### (2) 設備投資の内容

所在地 埼玉県久喜市  
用途 太陽光発電設備  
投資予定額 242,000 千円

### (3) 設備の導入時期

2023年12月より着工し、2024年4月に完工する予定であります。

(重要な会計方針)

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

(1) 未成工事支出金

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 商品・製品・仕掛品

先入先出法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(3) 原材料・貯蔵品

主として最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備は除く）及び 2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	6～15年
構築物	20年
機械及び装置	17年
車両運搬具	2年
工具、器具及び備品	5～8年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 長期前払費用

定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

#### (3) 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、損失の発生が見込まれ、かつその金額を合理的に見積ることができる工事について、当事業年度末における損失見込額に基づき計上しております。

#### (4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

### 4. 収益及び費用の計上基準

#### (1) エネルギーマネジメント事業

検針日基準により収益を認識しております。決算月に実施した検針の日から決算日までに生じた収益は「収益認識に関する会計基準の適用指針」第 103-2 項に基づいて見積り計上を行っております。

#### (2) エンジニアリング事業

工事契約に係る収益については、工事の進捗に伴い履行義務が充足されるため、一定の期間にわたり収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率を合理的に見積ることが出来ない工事については、原価回収基準にて収益を認識しております。

### 5. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(中間貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	当中間会計期間 (2023年6月30日)
建物	3,806千円
構築物	94千円
機械装置	4,544千円
車両運搬具	1,572千円
工具、器具及び備品	4,959千円
計	14,975千円

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (2023年6月30日)
受取手形	283千円
売掛金	149,141千円
完成工事未収入金	5,734千円
計	155,158千円

	当中間会計期間 (2023年6月30日)
短期借入金	150,000千円
1年内返済予定の長期借入金	33,110千円
長期借入金	119,693千円
計	302,803千円

※3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。

当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	当中間会計期間 (2023年6月30日)
当座貸越極度額	150,000千円
借入実行残高	150,000千円
差引額	—千円

(中間損益計算書関係)

※1 減価償却実施額

	当中間会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)
有形固定資産	5,290千円
無形固定資産	961千円
合計	6,251千円

※2 完成工事原価に含まれている工事損失引当金繰入額(△は戻入額)は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)
	406千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	80,000	—	—	80,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)
現金及び預金	403,777千円
現金及び現金同等物	403,777千円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

当中間会計期間 (2023年6月30日)

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
敷金保証金	1,660	1,659	△1
資産計	1,660	1,659	△1
長期借入金 ※3	681,485	678,550	△2,934
負債計	681,485	678,550	△2,934

※1 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似するものであることから記載を省略しております。

※2 「受取手形」、「売掛金」、「完成工事未収入金」、「未収消費税等」、「買掛金」、「工事未払金」、「短期借入金」、「未払金」及び「未払費用」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似するものであることから記載を省略しております。

※3 1年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めております。

※4 市場価格のない金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当中間会計期間末 (千円)
出資金	311

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- (1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品  
該当する金融商品はありません。

- (2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品  
当中間会計期間 (2023年6月30日)

区分	時 価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金保証金	—	1,659	—	1,659
資産計	—	1,659	—	1,659
長期借入金	—	678,550	—	678,550
負債計	—	678,550	—	678,550

※時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 敷金保証金

敷金保証金の時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### (資産除去債務関係)

当中間会計期間 (2023年6月30日)

- (1) 当該資産除去債務の概要

本社機能関連の建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

- (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は当該期間に対応する国債の利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

- (3) 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	5,552 千円
時の経過による調整額	1 千円
期末残高	5,554 千円

#### (収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項 (セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項（重要な会計方針）4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額および時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当中間会計期間	
	期首残高	当中間期末残高
顧客との契約から生じた債権	1,112,856	165,855
契約資産	20,682	307,975
契約負債	15,432	9,450

契約資産は、主に顧客との工事契約について期末日時点で充足されている履行義務のうち、未請求の対価に対する当社の権利に関するものであり、顧客に請求された時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、製品の引渡し前に顧客から受け取った前受金であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。なお、顧客との契約から生じる対価の額に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。当社は、電気の小売りを主な内容としたエネルギーマネジメント事業、ビル、マンション等の省エネ化工事、太陽光発電設備設置工事、EV充電設備設置工事等の各種工事を行うエンジニアリング事業を営んでおります。当社は事業ごとに包括的事業戦略を立案可能な管理体制とし、事業活動を展開しております。従いまして、当社は、「エネルギーマネジメント事業」及び「エンジニアリング事業」の2つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

エネルギーマネジメント事業：電気の小売り

エンジニアリング事業：ビル、マンション等の省エネ化工事、太陽光発電設備設置工事、EV充電設備設置工事

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。また、報告セグメントの利益は営業利益をベースとした数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報

当中間会計期間（自 2023年1月1日 至 2023年6月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	財務諸表 計上額 (注) 3
	エネルギー マネジメント 事業	エンジニア リング事業	計				
売上高							
電力小売	468,811	—	468,811	—	468,811	—	468,811
請負工事	—	377,995	377,995	—	377,995	—	377,995
物品販売	—	—	—	38,523	38,523	—	38,523
製品販売	—	—	—	100	100	—	100
顧客との契約 から生じる収益	468,811	377,995	846,806	38,623	885,429	—	885,429
外部顧客への売 上高	468,811	377,995	846,806	38,623	885,429	—	885,429
セグメント利益	129,077	64,191	193,268	11,636	204,905	△66,096	138,809
セグメント資産	344,586	478,037	822,624	22,246	844,870	469,387	1,314,257
その他の項目							
減価償却費	5,209	—	5,209	—	5,209	1,070	6,280
有形固定資産 及び無形固定 資産の増加額	87,583	—	87,583	—	87,583	—	87,583

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、太陽光発電設備資材、蓄電池等の商品販売事業及び暗号資産採掘機器の製造販売事業であります。

2. 調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額 66,096 千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(2) セグメント資産の調整額 469,387 千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。

3. セグメント利益は、中間財務諸表の営業利益と一致するよう調整を行っております。

**【関連情報】**

当中間会計期間（自 2023年1月1日 至 2023年6月30日）

## 1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

## (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高(千円)	関連するセグメント名
かんでんEハウス株式会社	285,939	エンジニアリング事業

**【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】**

該当事項はありません。

**【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】**

該当事項はありません。

**【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】**

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	当中間会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)
1株当たり純資産額	20.96円
1株当たり中間純利益	16.86円

(注) 1. 当中間会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)
中間純利益(千円)	134,866
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る中間純利益(千円)	134,866
普通株式の期中平均株式数(株)	8,000,000

3. 当社は2023年12月15日開催の当社取締役会の決議に基づき、2024年1月4日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いました。当中間会計期間の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり中間純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

1. 株式分割について

2023年12月15日開催の取締役会の決議に基づき、2024年1月4日付で、以下のとおり株式分割を行っております。

(1) 株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額の引下げを行うことで株式の流動性を高めることを目的として株式分割を実施いたします。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

2024年1月3日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式1株につき100株の割合をもって分割いたしました。

② 株式分割による増加株式数

普通株式

7,920,000株

③ 株式分割後の発行済株式総数

普通株式

8,000,000株

④ 株式分割後の発行可能株式総数

普通株式

32,000,000株

⑤ 株式分割の効力発生日

2024年1月4日

なお、「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

## 2. 重要な設備投資

2023年11月20日開催の取締役会において、埼玉県久喜市において新たな太陽光発電所の建設を決議いたしました。

### (1) 設備投資の目的

現在、当社のエネルギーマネジメント事業は、発電業者から又は JEPX での市場取引により調達した電力を供給しております。しかしながら、調達価格において気候や社会情勢の影響を受けるため、本発電所の建設は、安定的な電力の調達を行うことを目的としております。

### (2) 設備投資の内容

所在地	埼玉県久喜市
用途	太陽光発電設備
投資予定額	242,000 千円

### (3) 設備の導入時期

2023年12月より着工し、2024年4月に完工する予定であります。

⑤ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	11,938	—	—	11,938	3,359	883	8,579
構築物	645	—	—	645	77	32	567
車両運搬具	1,572	—	—	1,572	1,572	262	0
工具、器具及び備品	5,686	—	—	5,686	4,676	1,068	1,010
建設仮勘定	37	70,061	37	70,061	—	—	70,061
有形固定資産計	19,879	70,061	37	89,902	9,686	2,246	80,218
無形固定資産							
ソフトウェア	8,370	796	—	9,166	4,527	1,782	4,639
ソフトウェア仮勘定	437	437	875	—	—	—	—
無形固定資産計	8,808	1,233	875	9,166	4,527	1,742	4,639
長期前払費用	6,648	—	—	6,648	2,460	857	4,187

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

建設仮勘定 自社太陽光発電設備 70,061 千円

ソフトウェア C I Sシステム追加カスタマイズ費 796 千円

当期減少額のうち主なものは、次のとおりであります。

ソフトウェア仮勘定 ソフトウェア勘定への振替高 796 千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	150,000	299,000	2.2	—
1年以内に返済予定 の長期借入金	78,036	78,532	0.8	—
長期借入金(1年以内に返済予 定のものを除く。)	527,548	450,645	0.8	2024年～2031年
合計	755,584	828,177	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	69,323	48,425	34,716	34,476

【引当金明細表】

区分	当期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	1,103	858	—	1,103	858
賞与引当金	6,826	4,818	6,826	—	4,818
工事損失引当金	2,226	1,568	—	2,226	1,568
役員退職慰労引当金	5,173	3,880	—	—	9,053

(注) 1. 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、洗替による戻入額であります。

2. 工事損失引当金の「当期減少額(その他)」は、受注工事に係る損失見込額の減少によるものです。

【資産除去債務明細表】

明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	45
預金	
普通預金	104,778
小計	104,824
合計	104,824

② 受取手形  
相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社小野工建	2,900
株式会社三木組	850
岡部バルブ工業株式会社	375
旭技建株式会社	203
合計	4,328

期日別内訳

期日	金額(千円)
2023年2月満期	1,275
2023年3月満期	3,053
合計	4,328

③ 売掛金  
相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社エコリング	3,822
ガーデンシティコープ金剛管理組合	3,559
平山観光株式会社	2,903
ジオ茨木学園管理組合	2,492
株式会社誠和	1,634
その他	245,380
合計	259,794

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
357,738	1,989,449	2,087,394	259,794	88.9	56.6

④ 完成工事未収入金  
相手先別内訳

相手先	金額(千円)
かんでんEハウス株式会社	782,013
株式会社シビコ	52,250
スズカ電工株式会社	4,376
建装工業株式会社	1,421
マンション管理組合	5,306
その他	3,369
合計	848,734

完成工事未収入金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
171,090	1,257,686	559,360	848,734	39.1	148.0

⑤ 未成工事支出金

区分	金額(千円)
未成従業員給料手当	1,802
合計	1,802

⑥ 商品及び製品

区分	金額(千円)
蓄電池	6,900
その他	1,947
合計	8,847

⑦ 原材料及び貯蔵品

区分	金額(千円)
マイニング用資材(GPU:グラフィックボード)	11,020
合計	11,020

⑧ 買掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
関西電力送配電株式会社	13,774
電力広域的運営推進機関	13,393
一般社団法人 日本卸電力取引所	2,691
東京電力パワーグリッド株式会社	1,681
中部電力パワーグリッド株式会社	1,151
その他	8,477
合計	41,169

⑨ 工事未払金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社北摂防災	79,073
株式会社クリハラ電気工事	44,082
株式会社山下電気工業	29,402
有限会社カデンのエトウ	28,500
大電エンジニアリング株式会社	22,374
その他	149,209
合計	352,641

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

## 第8 【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎年12月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日、毎年12月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注)1 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新株交付手数料	東京都千代田区神田錦町三丁目11番地(NMF竹橋ビル6F) 東京証券代行株式会社 東京都千代田区神田錦町三丁目11番地(NMF竹橋ビル6F) 東京証券代行株式会社 東京証券代行株式会社 本店 110円(1単元もしくは1枚につき) —
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区神田錦町三丁目11番地(NMF竹橋ビル6F) 東京証券代行株式会社 東京都千代田区神田錦町三丁目11番地(NMF竹橋ビル6F) 東京証券代行株式会社 東京証券代行株式会社 本店 1,500円(1件につき)
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行うこととしております。 なお、電子公告は当会社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 <a href="https://kenep.co.jp/">https://kenep.co.jp/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注)1. 当社株式は、TOKYO PRO Market への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式になることから、当該事項はなくなる予定です。

2. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権を受ける権利

## 第二部 【特別情報】

### 第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

### 第三部 【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

## 第四部 【株式公開情報】

### 第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

### 第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

2 【取得者の概況】

該当事項はありません。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

### 第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
米澤 量登 (注1、2)	兵庫県芦屋市	8,000,000	100.00
計	—	8,000,000	100.00

(注) 1. 特別利害関係者等 (大株主上位10名)  
2. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役)

独立監査人の監査報告書

2024年2月13日

エネルギーパワー株式会社  
取締役会 御中

あおい監査法人  
東京事務所

指定社員  
業務執行社員

公認会計士

恵良 健太郎

指定社員  
業務執行社員

公認会計士

角田 康郎

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているエネルギーパワー株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エネルギーパワー株式会社の2022年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度（2022年1月1日から2022年12月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の2021年12月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は監査されていない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、

また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の中間監査報告書

2024年2月13日

エネルギーパワー株式会社  
取締役会 御中

あおい監査法人  
東京事務所

指 定 社 員  
業務執行社員

公認会計士

恵良 健太郎

指 定 社 員  
業務執行社員

公認会計士

角田 康郎

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているエネルギーパワー株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第8期事業年度の中間会計期間（2023年1月1日から2023年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、エネルギーパワー株式会社の2023年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2023年1月1日から2023年6月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の実務責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の実務責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体としての中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上